

千歳市第2期みどりの基本計画

～ 未来へつなぐ 豊かなみどりと清らかな水 ～

(2026年度▶▶▶2045年度)

【答申】(案)

千歳市緑化審議会

令和8(2026)年2月

市長挨撈文

目次

1	はじめに	1
1.1	みどりの基本計画とは	1
1.2	計画改定の背景	1
1.3	計画の位置づけ	2
1.4	対象区域	2
1.5	計画期間	3
1.6	対象とする「みどり」	3
1.7	本計画とSDGsとの関連性	4
1.8	用語の定義	5
2	みどりの現況と課題	7
2.1	みどりの現況	7
2.2	みどりの課題	17
3	基本理念と基本方針	19
3.1	基本理念	19
3.2	基本方針	20
3.3	みどりの将来像	22
3.4	みどりの配置方針	24
4	目標の設定	36
4.1	緑地の確保目標水準	36
4.2	都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	36
5	施策	37
5.1	施策の体系	37
5.2	施策	39
6	重点施策	49
7	計画の推進	53
8	資料編	54
8.1	用語集	54
8.2	都市計画区域*における緑地の整備量(将来推計)	57
8.3	市民アンケート結果	58
8.4	ワークショップ*開催結果	74
8.5	計画策定経過	78
8.6	千歳市緑化条例	81
8.7	千歳市緑化条例施行規則	83
8.8	千歳市緑化審議会運営要綱	85

※本文中、「*」を付している単語については、「8.1 用語集」に意味を記載しています。

1 はじめに

1.1 みどりの基本計画とは

みどり(緑)の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的として各市町村が策定する計画であり、みどりのまちづくりの指針となるものです。

千歳市では、平成18(2006)年に計画期間を20年間(令和7(2025)年度まで)とする千歳市緑の基本計画(以下「前計画」という。)を策定し、緑地の保全と緑化の推進に取り組んできました。

千歳市第2期みどりの基本計画(以下「本計画」という。)は、前計画の計画期間が満了するとともに、千歳市の豊かなみどりを後世につなぎ、より一層のみどりのまちづくりを推進するため、改定を行うものです。

1.2 計画改定の背景

日本では、急速な人口減少や少子高齢化が進んでおり、千歳市においても、将来的には人口が減少に転じると予測しています。また、地球温暖化による気候変動が生じているほか、近年発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式が変化し、人々の価値観やライフスタイルも多様化しています。

平成29(2017)年に都市緑地法が改正され、緑の基本計画の記載事項に、都市公園における管理の方針(公園の特性に応じた魅力の向上、官民連携による公園の活性化、公園の再編や機能向上など)が加えられるとともに、緑地の定義に「農地」が含まれることとなりました。

また、令和6(2024)年には都市緑地法等の一部を改正する法律を踏まえ、国において「緑の基本方針」が策定され、「カーボンニュートラル*」、「ネイチャーポジティブ*」、「Well-being*」の3つのキーワードが示されたことにより、緑地の更なる充実と広域的・有機的なネットワーク形成を推進することが求められています。

これらのことから、安心・安全な暮らしはもとより、持続可能で多様なニーズに対応しながら、人々が健康で心豊かに生活する上で、みどりが有する多面的機能は、これまで以上に重要な役割を担っていく必要があります。

本計画では、そのような社会情勢の変化や関係法令の改正、国の動向などを踏まえ、自然環境や緑地の保全、公園施設の維持管理など前計画における取組に加え、新たな施策として、「生物多様性*に係るみどりの確保」、「都市公園や公共広場の魅力向上」、「多様なニーズに配慮した都市公園や公共広場の利用促進」、「都市公園や公共広場のあり方についての検討」などに取り組み、「みどり」が持つ多様な機能を積極的に活用していくこととします。

1.3 計画の位置づけ

本計画は「都市緑地法」及び国の「緑の基本方針」に基づく計画であるとともに、「北海道みどりの基本方針」を勘案した基本計画として位置づけられます。

また、市政の基本となる「千歳市総合計画」に即するとともに、千歳市都市計画マスタープランなどの個別計画と連携・整合を図ります。なお、本計画は総合的なみどりの基本計画となることから、みどりに関連する各種計画などは本計画に基づき、定めることとなります。

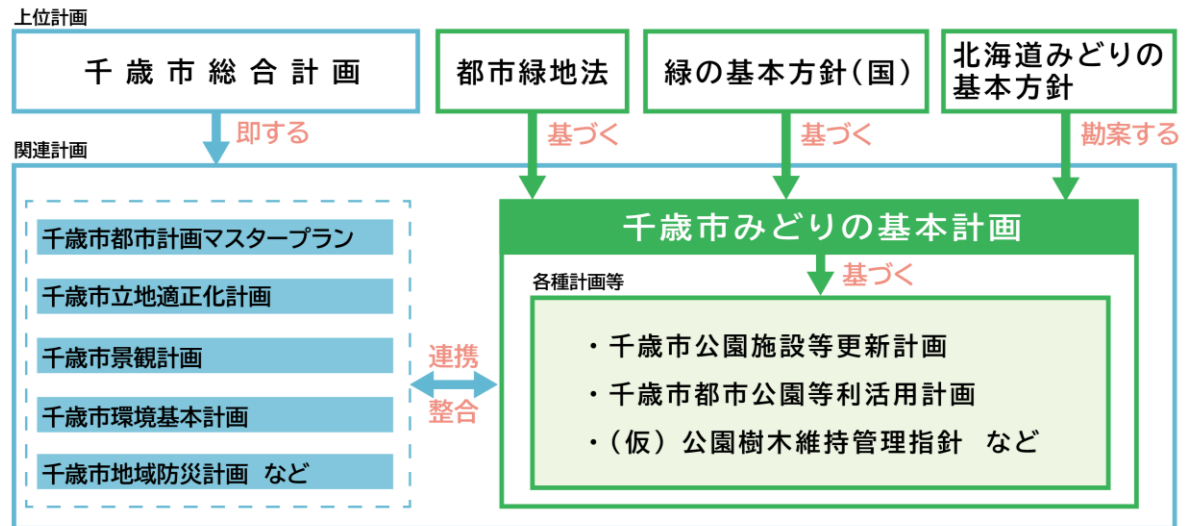
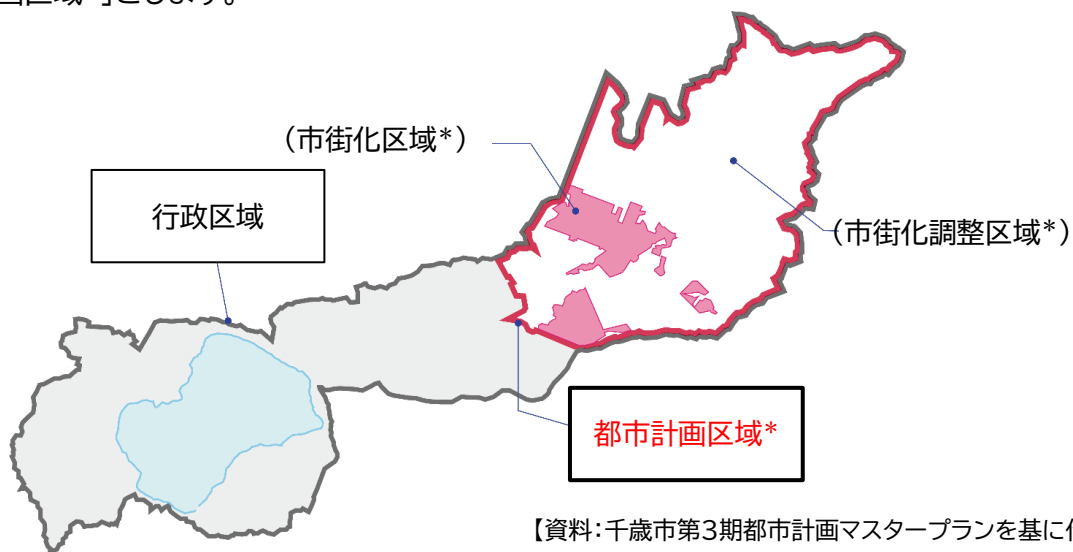


図 1-1 計画の位置づけ

1.4 対象区域

都市緑地法第4条より、みどりの基本計画は、主として都市計画区域*内において講じるものを総合的かつ計画的に実施するための計画であることから、本計画の対象区域は、「都市計画区域*」とします。



【資料:千歳市第3期都市計画マスタープランを基に作成】

図 1-2 対象区域

1.5 計画期間

都市におけるみどりの保全や創出には長期的な視点が必要であり、整備・育成には時間がかかることから、将来像を見据えた総合的かつ計画的な取組の期間として、本計画は令和8(2026)年度から令和27(2045)年度までの20年間を計画期間とします。

また、次期改定は20年後の令和27(2045)年度を予定し、計画の見直しは中間年次の10年後となる令和17(2035)年度を目安にします。なお、計画の見直しについては、社会情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて行うこととします。

1.6 対象とする「みどり」

本計画では、樹木、草花などの植物そのものの「緑」だけでなく、公園・緑地や公共広場、道路、河川、農地、動植物の生息生育環境など、まちを構成する様々な自然環境を捉えることとし、ひらがなで「みどり」と表現します。

本計画で対象とするみどりは、次のものとします。

- 公園、緑地
- 公共広場、墓園、学校グラウンド
- 学校、公共施設などの植栽
- 道路の植樹帯及び植樹樹
- 街路樹、緑道
- 民間施設緑地(寺社、私立教育施設、民間庭園、ゴルフ場など)
- 森林(国有林、保安林、地域森林計画対象民有林)
- 農地
- 水辺地(河川、湖沼)
- 住宅地の庭や工業団地の樹林 など

1.7 本計画とSDGsとの関連性

本計画では、SDGsの17の目標のうち、特に関連の深い9つの目標を目指し、SDGs全体の達成に貢献していきます。



- 4 質の高い教育をみんなに
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう



ぱちコラム:持続可能な開発目標(SDGs)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

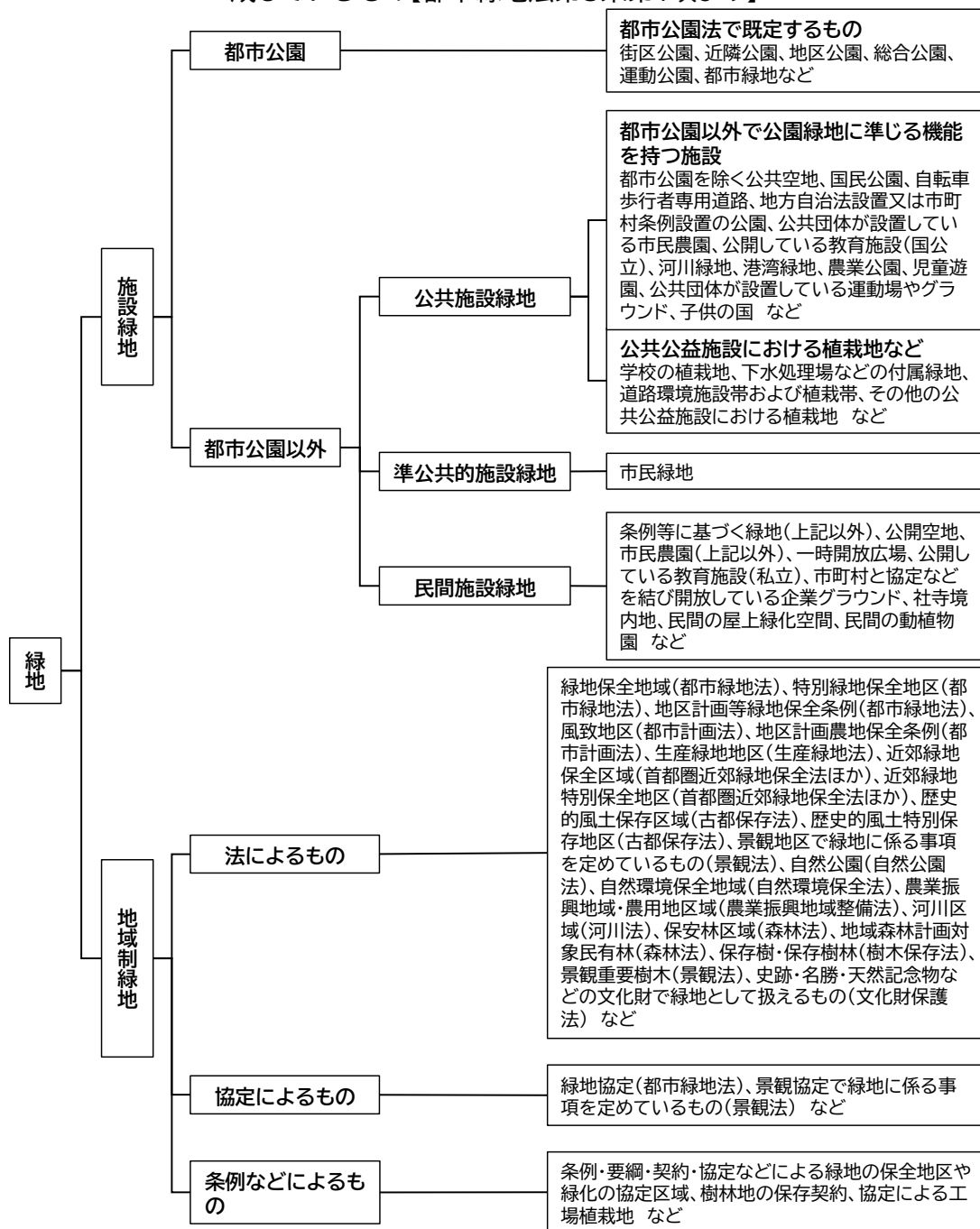


持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

1.8 用語の定義

本計画における主な用語の定義は以下のとおりとします。

- **緑地**……………樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの【都市緑地法第3条第1項より】



資料：緑の基本計画ハンドブック(令和3年改訂版)を基に作成
(本計画において該当しない緑地についても、参考として記載しています)

図 1-3 緑地の分類図



- **都市公園**……都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域*内において設置する公園又は緑地。
【都市公園法第2条第1項より】
- **都市公園等**……都市公園、公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地（公共広場、墓園、公営住宅公園、学校グラウンドなど）、公共公益施設における植栽など（学校・公共施設などの植栽、道路の植樹帯及び植樹柵）
【緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）「緑地の分類図」より】
- **公園施設**……都市公園の効用を全うするため都市公園に設置される次のもの。
 - 園路、広場
 - 植栽、花壇などの修景施設
 - 休憩所、ベンチなどの休養施設
 - ぶらんこ、滑り台、砂場などの遊戯施設
 - 野球場、陸上競技場などの運動施設
 - 植物園、動物園、図書館などの教養施設
 - 飲食店、売店、宿泊施設、駐車場などの便益施設
 - 門、柵などの管理施設 など【都市公園法第2条第2項より】
- **街区公園**……主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- **近隣公園**……主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- **地区公園**……主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- **総合公園**……都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。
- **運動公園**……都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園。
- **都市緑地**……主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
【国土交通省ホームページ「都市公園の種類」より】

2 みどりの現況と課題

2.1 みどりの現況

(1) 千歳市におけるみどりの特徴

千歳市では、支笏洞爺国立公園の原生林を中心に自然豊かで広大な森林が保全されており、千歳川に沿って多様なみどりが分布しています。市街地では、支笏・樽前火山群のフレ岳を源に支笏湖を経て市街地を貫流する千歳川の両岸に良好な緑地が形成され、その下流には石狩平野の広大な農地が広がっています。

国土利用計画法*に基づく北海道土地利用基本計画において、支笏洞爺国立公園は自然公園地域*、支笏洞爺国立公園を含む周辺の森林などは森林地域*に指定されており、国有林及び保安林の整備及び保全が図られています。

また、都市地域*に指定されている市街地及びその周辺については、青葉公園などの自然豊かな公園や四季折々に表情を変える街路樹、美々川や千歳湖などの貴重な水辺環境、防災機能としての緩衝緑地、民有林など、多くのみどりが保全されています。

農業地域*に指定されている市街地北東部の農地は、北海道らしい景観をつくる耕地防風林や水源かん養保安林などの保安林が見られるとともに、国有林やゴルフ場も点在しています。

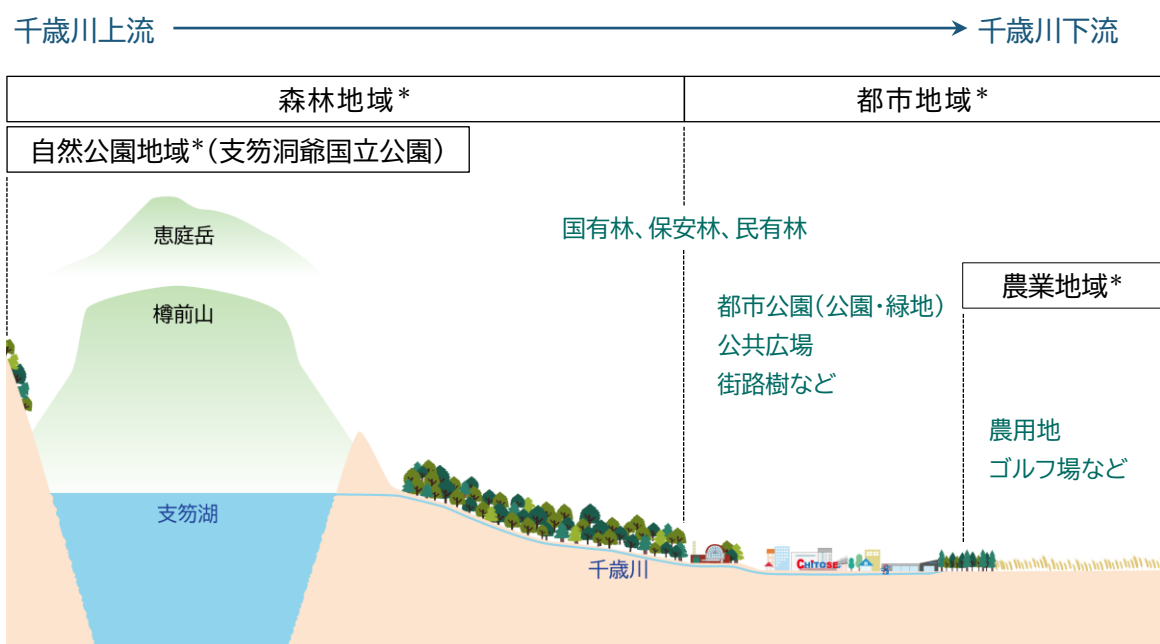
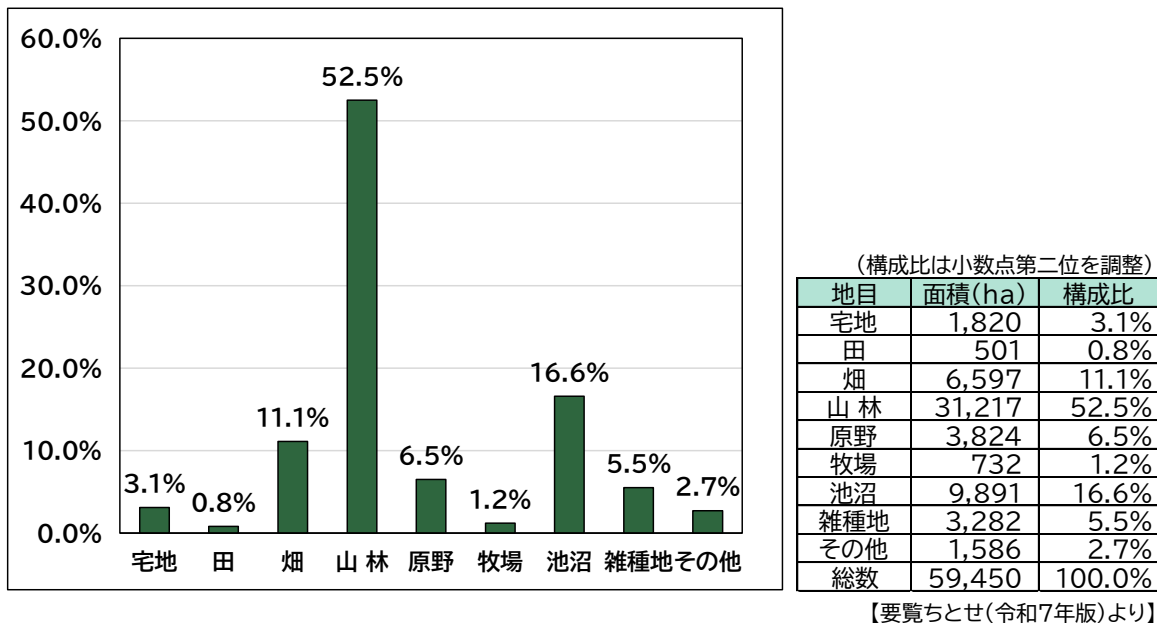


図 2-1 千歳市のみどりの概念図(国土利用計画法*に基づく北海道土地利用基本計画)

(2) 千歳市におけるみどりの量

千歳市全体の地目別面積では、山林が約半数（52.5%）を占め、宅地（3.1%）やその他（鉄道や道路など2.7%）を除くと、みどりの量は9割を占めています。



【要覧ちとせ(令和7年版)より】

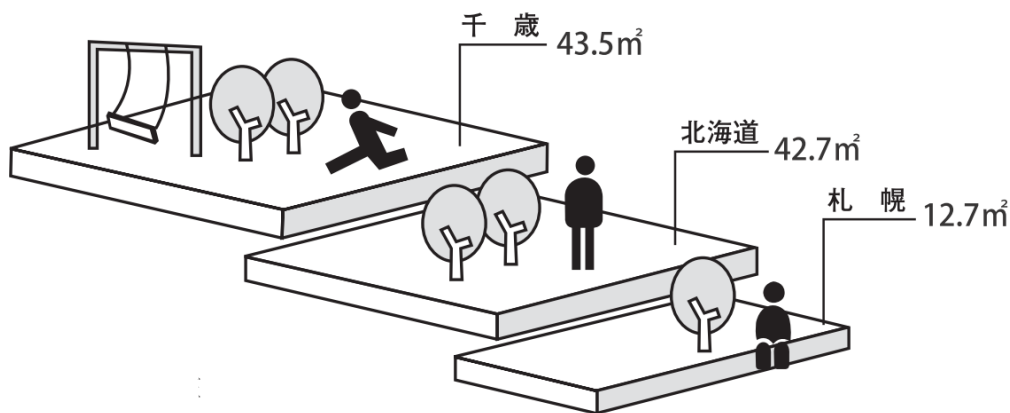
図 2-2 千歳市の地目別面積(令和6(2024)年1月1日現在)

千歳市における市民1人当たりの都市公園面積は43.5㎡/人であり、北海道平均及び札幌市と比べても、充足しています。なお、全国平均は10.9㎡/人となっています。

（※支笏洞爺国立公園は都市計画区域*外のため、算定には含めていません。）

1人当たり都市公園面積

都市計画区域内



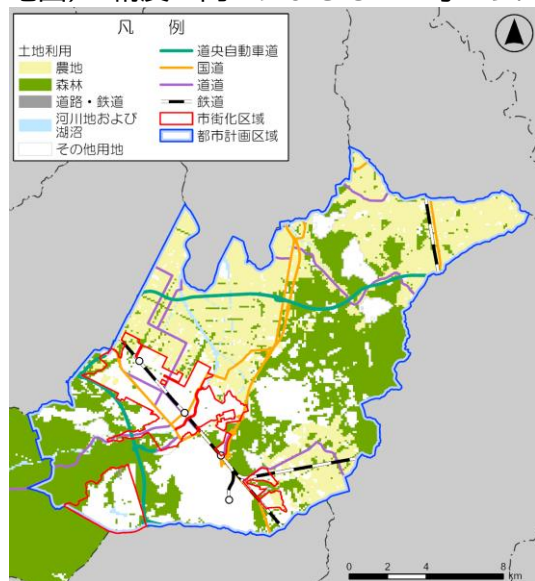
【要覧ちとせ(令和7年版)より】

図 2-3 市民1人当たりの都市公園面積(令和6(2024)年4月1日現在)

(3) 都市計画区域*における土地利用の変遷

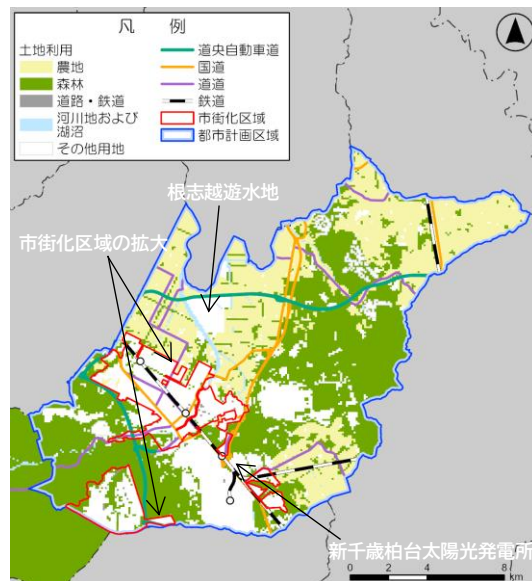
千歳市は、都市の発展と人口の増加に伴い、市街地を拡大してきました。

都市計画区域*内において、前計画策定時(平成18(2006)年)と現時点の最新データである令和3(2021)年の土地利用を比較すると、2%程度の農地の減少が見られますが、これは市街化区域*の拡大や根志越遊水地の整備などによるものと考えられます。また、森林が増加し、その他用地が減少しておりますが、これは数値の元となる原典資料(衛星画像や地図)の精度の向上によるものと考えられます。



平成18(2006)年

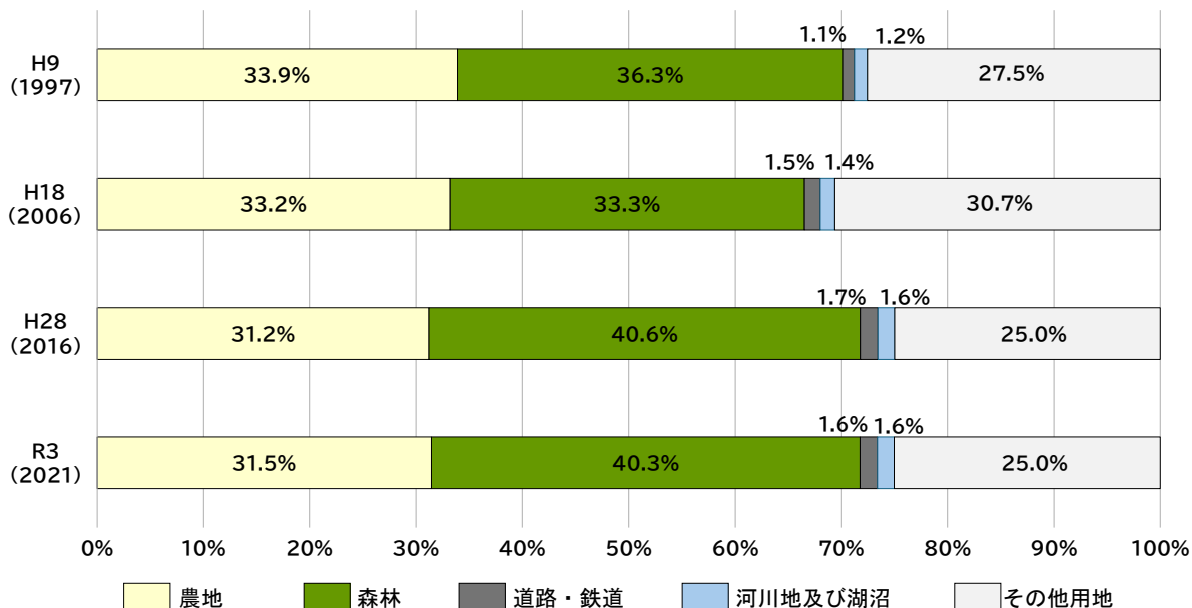
【国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より】
原典資料：国土地理院「数値地図25000」、衛星画像
(TERRA(Aster)、ALOS)



令和3(2021)年

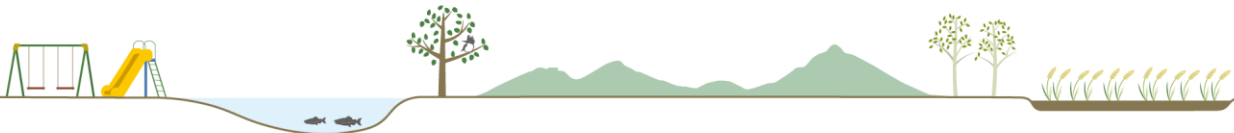
【国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より】
原典資料：国土地理院「数値地図(国土基本情報)電子国土基本
図(地図情報)」「電子地形図(タイル)」、衛星画像(SPOT)

※その他用地：運動競技場、空港、競馬場・野球場・学校・港湾地区・人工造成地の空地等



【国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より算出】

図 2-4 千歳市都市計画区域*のみどりの変遷



(4) 都市計画区域*における緑地の現況量

都市計画区域*における緑地の現況量(整備量)は以下のとおりとなっています。

表 2-1 緑地の現況(令和6(2024)年度末時点)

緑地種別				基準年【令和6（2024）年度】						備考
				市街化区域*			都 市 計 画 区 域*			
				整 備 量		㎡/人	整 備 量		㎡/人	
				箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)		
住 区	基 幹 公 園	街区公園	109	24.62	2.74	112	25.20	2.60	(1)	
		近隣公園	16	37.82	4.20	16	37.82	3.90	(2)	
地区公園		4	21.99	2.44	5	25.57	2.64	(3)		
都市基 幹公園		総合公園	1	50.95	5.66	1	102.31	10.55	(4)	
		運動公園				1	6.43	0.66	(5)	
都市緑地			7	17.30	1.92	7	17.30	1.78	(6)	
都 市 計 画 公 園 計			137	152.68	16.96	142	214.63	22.13	(7)=(1)～(6)の計	
		街区公園（都市計画未決定）	34	6.52	0.72	37	7.13	0.74	(8)	
		近隣公園（都市計画未決定）							(9)	
		都市緑地（都市計画未決定）	27	194.08	21.56	29	199.17	20.53	(10)	
		都市計画未決定公園 計	61	200.60	22.29	66	206.30	21.27	(11)=(8)～(10)の計	
		特殊公園	1	0.55	0.06	1	0.55	0.06	(12)	
都 市 公 園 計			199	353.83	39.31	209	421.48	43.45	(13)=(7)+(11)+(12)	
		公 共 広 場	23	7.40	0.82	26	12.25	1.26	(14)	
		墓 園	2	5.39	0.60	3	21.91	2.26	(15)	
		公 住 公 園	26	4.82	0.54	26	4.82	0.50	(16)	
		学校グラウンド	24	35.59	3.95	28	40.57	4.18	(17)	
		そ の 他	19	14.09	1.57	28	15.21	1.57	(18)	
公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地 計			94	67.29	7.48	111	94.76	9.77	(19)=(14)～(18)の計	
		学校・公共施設等植栽	43	16.98	1.89	46	21.28	2.19	(20)	
		道路(法、分離帯)植樹帯	83	29.43	3.27	83	29.56	3.05	(21)	
公共公益施設における植栽地等 計			126	46.41	5.16	129	50.84	5.24	(22)=(20)～(21)の計	
都 市 公 園 等 計			419	467.53	51.95	449	567.08	58.46	(23)=(13)+(19)+(22)	
民 間 施 設 緑 地 計			50	115.92	12.88	61	742.29	76.52	(24)	
施設緑地間の重複				-5.31	-0.59		-9.92	-1.02	(25)	
施 設 緑 地 計			469	578.14	64.24	510	1,299.45	133.96	(26)=(23)+(24)+(25)	
		緑地保全地区							(27)	
		風 致 地 区							(28)	
		河 川 敷 地							(29)	
		保安林・国有林	2	11.26	1.25	2	1,282.61	132.23	(30)	
		地域森林計画対象民有林	1	23.50	2.61	1	3,807.84	392.56	(31)	
		農地				1	7,358.38	758.60	(32)	
	法によるもの 計			3	34.76	3.86	4	12,448.83	1,283.38	(33)=(27)～(32)の計
		道条例による保全緑地							(34)	
		市条例等による保存緑地				15	889.36	91.69	(35)	
		条例等によるもの 計				15	889.36	91.69	(36)=(34)～(35)の計	
	小 計			3	34.76	3.86	19	13,338.19	1,375.07	(37)=(33)+(36)
	地域制緑地間の重複							-100.70	-10.38	(38)
	地 域 制 緑 地 計			3	34.76	3.86	19	13,237.49	1,364.69	(39)=(37)+(38)
施設・地域制緑地間の重複				-61.70	-6.86		-249.80	-25.75	(40)	
緑 地 面 積 総 計			472	551.20	61.24	529	14,287.14	1,472.90	(41)=(26)+(39)+(40)	
人 口			現在用途地域人口(R6.3末)			9.00		万人		
			都市計画区域人口(R6.3末)			9.70		万人		
面 積			現在用途地域面積			3,233		ha		
			都市計画区域面積			25,890		ha		
緑地の確保目標水準			市街化区域*面積に対する割合			17.0		%		
			都市計画区域*面積に対する割合			55.2		%		
都市公園等の目標水準 (住民一人あたり面積)			都 市 公 園			43.5		㎡/人		
			都 市 公 園 等			58.5		㎡/人		

1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編

(5) 都市公園の現況

千歳市では、住宅エリア全体をカバーするように公園が配置されており、中でも、JR北側の沿線地域や自由ヶ丘、桜木地域には、街区公園が多く配置されています。

※各公園の円は旧都市公園法施行令による誘致距離を示す(都市公園法運用指針では平成15(2003)年に数値表示を廃止)

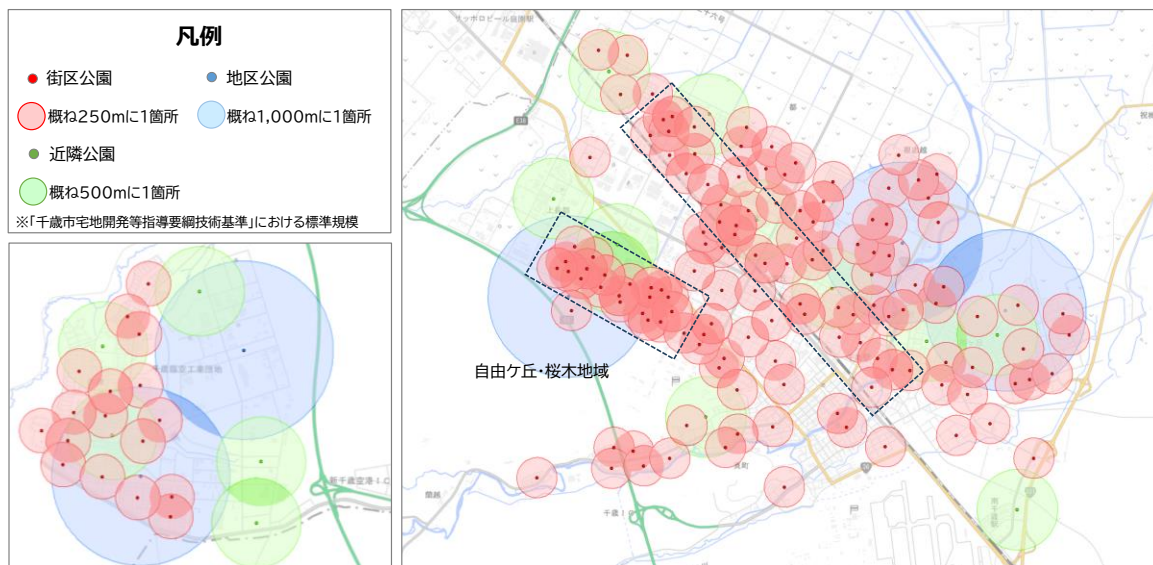


図 2-5 街区・近隣・地区公園の配置状況

「公園緑地維持管理経費」及び「緑化推進事業費」は、前計画策定時の平成18(2006)年と比較し、施設老朽化による修繕費の増加や維持管理にかかる人件費の高騰、物価高騰などの影響を受け増加しており、費目別では、「公園緑地維持管理経費」が1億3,000万円の増、「緑化推進事業費」が700万円の増となっています。

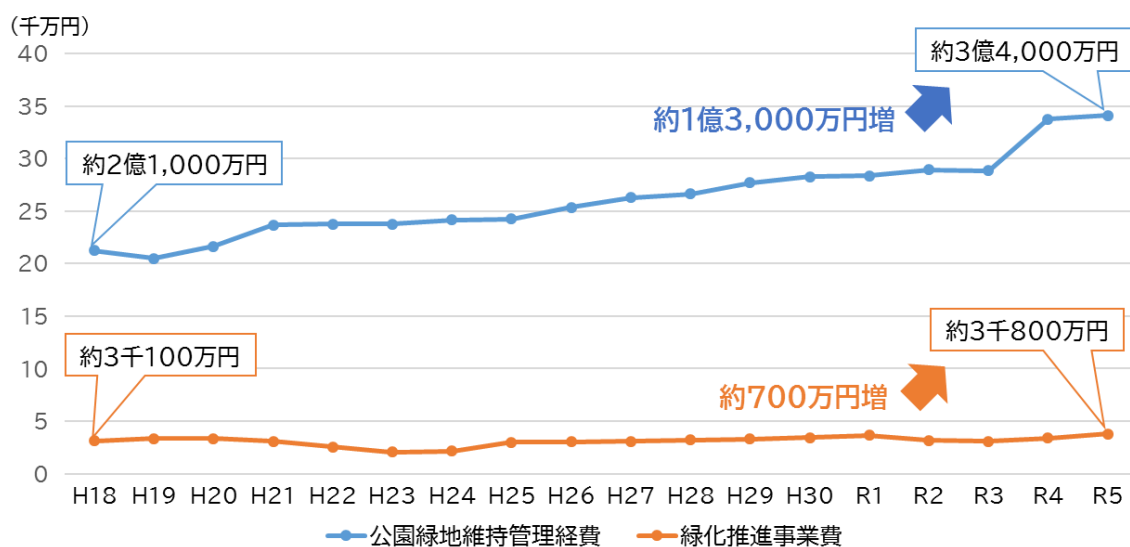


図 2-6 公園緑地維持管理費と緑化推進事業費の推移



(6) 緑地の保全に関するこれまでの主な事業

前計画策定(平成18(2006)年)以降に取り組んだ緑地の保全(整備を含む)に関する事業は、以下のとおりです。

<河川緑地の整備>

- 千歳川河川緑地整備工事 ●ママチ川河川緑地整備工事 など

<都市公園などの整備・更新工事>

- 新たな近隣公園の開設(指宿公園、勇舞公園、みどり台公園)
- 新たな街区公園の開設(勇舞2号・3号公園、北信濃1号～4号公園、みどり台1号～4号公園、ホタル公園、あずさ4号公園、新星公園など)
- 新たな緑地の開設(長都川緑地、新千歳空港インターチェンジ緑地)
- C経路沿いの緑地の整備(清流緑地、北信濃緑地、勇舞緑地、みどり台緑地)
- 美々公園における木橋の整備
- 親水公園の整備 ●千歳川遊歩道の整備
- 千歳市防災学習交流施設「防災の森」の設置
- 公園施設等更新計画に基づく、公園の計画的な再整備 など

<公園施設などの維持管理>

- 指定管理者制度を活用した都市公園・公共広場における維持管理業務の実施
- 都市公園外における公園等維持管理業務の実施
- 公園緑地等町内会等管理委託事業(草刈り、清掃、樹木の剪定など) など

<緑地の保全・維持管理>

- 保全樹林の管理
- 長都駅前緑地及び北陽・あずさ緑地における防風林の管理
- 千歳市森林整備計画に基づく森林の保全
- 千歳市農業振興計画に基づく森林の保全
- 千歳市環境基本条例に基づく森林、緑地、農地、河川などの保全
- 美々川自然再生事業(北海道)
- 工場立地法*に基づく緑地面積、土地利用協定書による緑地帯の確保
- 長都川緑地、みどり台緑地、勇舞緑地、長都駅前緑地の保全 など



ぷちコラム:千歳市公園施設等更新計画

公園施設等の機能を保全し、公園利用者の安全確保やライフサイクルコストの削減を目指すため、中長期的な視点に基づき大規模な公園施設の修繕や更新などを計画的に行うために策定した計画です。



(7) 緑化の推進に関するこれまでの主な事業

前計画策定以降に取り組んだ緑化の推進に関する事業は、以下のとおりです。

<ちとせ環境と緑の財団によるもの>

- 花と緑のフェスタ ●花いっぱいコンクール ●花と緑の絵コンクール
- 花と緑の写真コンテスト ●緑の相談 ●園芸教室 ●花と野菜の学校
- ガーデニング講習会 ●花と緑の講演会 ●緑化リーダー研修
- 花めぐり見学会(バスツアー) ●ちとせオープンガーデン
- 青葉公園自然観察・体験会 ●巨木をめぐるウォークラリー
- メモリアルツリープレゼント ●植樹会に係る苗木の提供 ●樹木名板の提供
- フラワーポット貸出事業 ●樹木再利用の情報提供 ●広報誌「花水木」の発行
- ポスター・カレンダーの発行 ●各種コンクール受賞作品の展示会 など



ぶちコラム:ちとせオープンガーデン

オープンガーデンは、1972年にイギリスの全英庭園機構に登録された個人庭園をチャリティーとして公開したのが始まりとされています。千歳市内では、平成30(2018)年度から個人庭園のオーナーのご協力により、丹精込めたお庭を市民の皆さまに公開していただき、個人の庭を通じて人と人との交流や花と緑のある美しいまちづくりを進めています。



<市や市民団体などによるもの>

- アンカレジパーク40周年・50周年記念植樹
- 花壇の花植え(千歳駅西口広場、グリーンベルト、千歳市立図書館前など)
- 千歳川桜プロジェクト、千歳川清掃 ■緑の羽根募金、水と緑のふれあい基金
- 千歳市フラワーマスター制度の創設 ■仲の橋通(千歳高等学校下)花壇の花文字
- 公園緑地等町内会等管理委託事業(花壇の花植えなど)
- 千歳市景観計画や新千歳空港アクセス沿道形成ガイドラインに基づく景観づくり
- ウエルカム花ロード事業による植樹帯の花植え など



ぶちコラム:千歳川桜プロジェクト

千歳川兩岸約1.6kmの区間に、賑わい・憩いの空間として親しまれるとともに、市街地の活性化につながるようエゾヤマザクラを108本補植する『千歳川桜プロジェクト』を平成28(2016)年度から8年間で実施しました。



(8) 生物多様性*の確保

国では、都市における生物多様性*を確保するため、希少種の保全・活用やエコロジカルネットワーク*の形成などを推進しています。

また、国及び北海道では、絶滅のおそれがある「種」をとりまとめた「レッドリストやレッドデータブック」を作成しており、千歳市内でも絶滅のおそれのある野生生物が確認されていることから、生息・生育地を保全するなど、生物多様性*を確保する必要があります。

表 2-2 千歳市内で確認されている希少種等

種 類	動 植 物 名
植 物	カタクリ、サルメンエビネ、トケンラン、チトセバイカモ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク、マルミノウルシ ほか
ほ 乳 類	エゾヒグマ、エゾクロテン ほか
鳥 類	オオアカゲラ、オオタカ、オオワシ、オジロワシ、クマゲラ、ハイトカ、ハヤブサ、ミサゴ、ヤマセミ ほか
魚 類	エゾトミヨ、エゾホトケドジョウ、スナヤツメ、ハナカジカ ほか
昆 虫 類	ギンイチモンジセセリ、ケマダラカミキリ、ゴマシジミ、ヒョウモンチョウ ほか
両 生 類	エゾサンショウウオ

資料:こども環境白書(令和6年度版)を基に作成



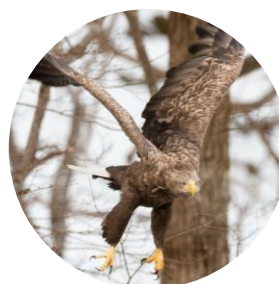
カタクリ



ヤマシャクヤク



オオワシ



オジロワシ



ヤマセミ



クマゲラ



ヒョウモンチョウ



エゾサンショウウオ



ぶちコラム:外来種*への対応

令和7(2025)年に札幌市内において、在来種の大型セリ科ではないジャイアント・ホグウィード(バイカルハナウド)類似植物が発見され、炎症などを引き起こすおそれのある成分を含むことが確認されました。このような毒性の疑いのある外来種*や地域固有の生態系に影響を与える可能性がある外来種*に対しては、法令等による規制や防除などについて関係機関と連携するとともに、在来動植物の保護など、生物多様性*の確保に努めます。

(9) 市民意向

(ア) 市民アンケート結果

市民のみどりに関する市民ニーズや満足度を把握するため、市民アンケート調査を実施しました。

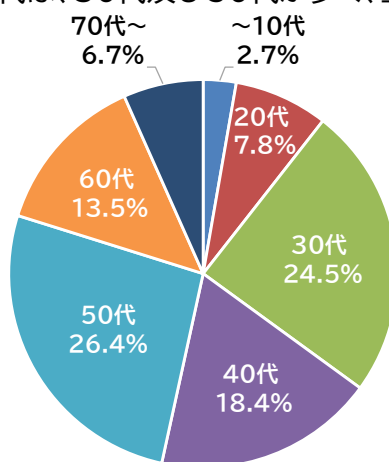
【方 法】 インターネット申請または紙によるアンケート調査

【調査時期】 令和6(2024)年4月9日(火)～同年5月2日(木)

【対 象 者】 千歳市民

【回 収】 511件

【回 答 者】 回答者の年代は、30代及び50代が多く、全体の約半数を占めています。



【結果概要】

■緑に関する満足度について

- 全体的に、緑の量は多い(十分)という意見が多い。
- 緑の管理について、公共施設や河川空間は十分という意見が多いのに対し、まちなかや住宅地は不足しているという意見が比較的多い。
- 緑に関する取組や情報提供については、もっと力を入れてほしいという意見が多い。

■緑との関わりについて

- 緑に関する取組に関わりたいという人は多い。
- 市内にある魅力的な緑として、支笏湖周辺、千歳川周辺、青葉公園を選ぶ人が多い。

■公園・緑地について

- 公園や緑地の魅力を高める要素としては、「自然環境」「休憩施設」「飲食施設」の需要が高い。
- 青葉公園の魅力を高める要素としては、「トイレの充実」「自然環境の保護」「売店等の充実」「散策路の充実」の需要が高い。
- 約5割の人が公園の再編(集約・機能分担)に肯定的。

(イ)ワークショップ*結果

千歳市のみどりに関する意見をより詳細に把握するため、ワークショップ*を開催しました。

【方 法】 グループ討議形式

【日 時】 令和6(2024)年7月21日(日) 10:00～12:00

【場 所】 千歳市総合福祉センター4階402号室

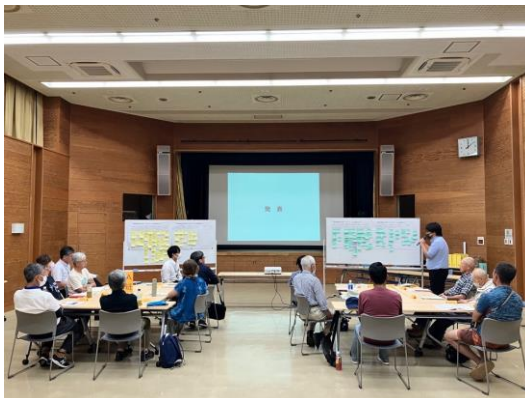
【参加人数】 12名

【テ ー マ】 ちとせの緑を考えよう

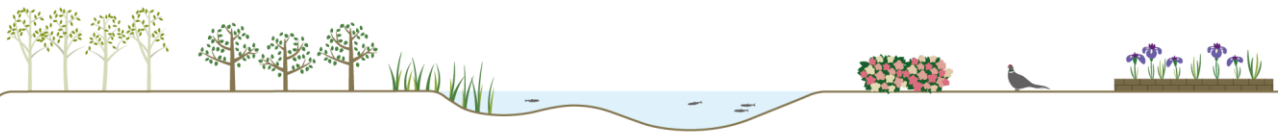
- 【議 題】
- ①市内の緑について、良いと感じていること
 - ②改善すべき点として、課題に感じていること
 - ③課題に感じていることについて、できること
 - ④公園のあり方について
 - ⑤緑に関するどんなイベントがあったら参加してみたいか

【結果概要】

- グリーンベルトや人の手が入っていない自然に対する評価が高い。
- 工場建設による自然への影響が懸念されている。
- 公園の再編(集約・機能分担)については、賛成・反対、両方の意見がある。
- これまでの遊具整備だけでなく、誰でも楽しめる施設や多様な利用ができる公園が求められている。
- 緑に関するイベントとして、教育・学習に関するもの、自然を体感するもの、他分野と連携したものに参加したいなどの意見がある。



ワークショップ*の様子



2.2 みどりの課題

上位・関連計画や市民の意見、千歳市の現状、社会情勢などを踏まえ、千歳市のみどりに関する課題を抽出しました。

(1) みどりの保全と継承

支笏湖周辺から市街地へとつながるみどりは、道央圏のみどりと連続した千歳市の豊かな自然環境の源であり、これらの重要なみどりを引き続きまもり、後世につないでいく必要があります。

(2) 森林や千歳川などにおけるみどりや生物の保護

市内にある国有林や防風林、市街地を貫流する千歳川などは、支笏湖周辺と農業地域*の生態系をつなぐ回廊として重要な役割を担っているため、これらのネットワークを保全し、市街地形成とのバランスを図りながら、動植物の生息環境を守っていく必要があります。

(3) 官民連携による緑化振興と管理

都市計画区域*内における都市緑化に関わる取組を推進するため、ちとせ環境と緑の財団が行う緑化振興事業をはじめ、民間企業によるみどりに関する取組や、町内会などにおけるみどりの管理に係る活動など、官民が連携して緑化振興の推進や管理に取り組む必要があります。

(4) 地域の活性化に向けたみどりの空間の創出

地域の活性化に資する取組として、官民連携による公園・緑地などの魅力向上やウォーカブルなまちなかの形成による賑わいを促進するため、快適で過ごしやすい空間を創出する必要があります。

(5) 美しい都市景観を形成するみどりの維持と緑化の推進

市街地の良好なみどりにより、潤いや安らぎを感じることができる美しい都市景観を形成するため、街路樹などのみどりの適正な維持管理や沿道における緑化活動の推進に努める必要があります。

(6) みどりの整備と維持管理

市街地にあるみどりは、これまで進めてきたみどりを増やす取組により、一定程度充足してきたことから、今後は、みどりの質を向上させる取組を進めるため、みどりの将来像を見



据えたメリハリのある整備の推進と維持管理体制を構築する必要があります。

また、安心・安全で快適な公園利用を提供するため、引き続き公園施設の定期的な点検と補修・修繕、更新を行うとともに、市民ニーズを取り入れた整備を進める必要があります。

(7) 公園・緑地などの活用方法

生活環境の変化や市民意識の向上などを背景に、多様化する利用者のニーズに対応するため、みどりを取り巻く周辺環境の状況などを踏まえながら、地域が求める公園・緑地の活用方法について検討を進める必要があります。

(8) みどりを活用した防災

市民の安心・安全な生活をまもるため、みどりが持つ災害抑制機能として、貯水機能などを有する森林、指定緊急避難場所である公園・緑地、吹雪時の視線誘導や交通事故の抑制に寄与する街路樹、延焼防止機能を有する防火帯などの適正な整備・維持管理による機能の確保に努める必要があります。

(9) みどりにふれあう機会の創出と情報発信

みどりに対する市民意識の醸成を図るため、関係団体などと連携し、イベントなどを通じてみどりに親しみ、憩い、ふれあう機会を創出する取組を進める必要があります。

また、イベントなどの開催やみどりに関わる取組を多くの人に知ってもらえるよう、情報発信の強化を図る必要があります。

(10) ボランティアによる緑化振興

市街地における緑化振興は、市民や企業などとの協働により一体感を持って取り組む必要があるため、市と関係団体などと連携するとともに、担い手となる人材の育成に努める必要があります。

(11) 都市公園のあり方

社会情勢の変化や市民ニーズの多様化にともない、公園の再編(集約・機能分担)など都市公園の有効利用に向けた取組に対し柔軟に対応するため、公園DX*の活用を含めた「公園のあり方」について検討を進める必要があります。



3 基本理念と基本方針

3.1 基本理念

千歳市が有する貴重な自然環境や、市街地における公園・緑地などの豊かなみどりは、市民の財産としてだけではなく、人々が健康で心豊かに生活する上で必要不可欠であるとともに、そこに暮らす動植物の生育環境や生態系の維持につながっていることから、まもり、将来へ継承する必要があります。

本計画の上位計画である「千歳市第7期総合計画」、関連計画である「千歳市第3期都市計画マスタープラン」、「第3次千歳市環境基本計画(改訂版)」、「千歳市景観計画」などにおいては、それぞれ基本理念などを掲げています。

<上位計画>

「千歳市第7期総合計画」の基本理念と将来都市像

【基本理念】

将来にわたり人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、次の時代を担う若い世代の方々の様々な意見や、国際都市として多様な価値観を受け入れながら、市民の誇りである新千歳空港や支笏湖及び周辺の山々、また、豊富で澄んだ水が流れる千歳川や内別川など、変わることはない千歳らしさを保ちつつ、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちとしていく

【将来都市像】

人をつなぐ 世界をつなぐ 空のまちちとせ

<関連計画>

● 「千歳市第3期都市計画マスタープラン」の基本理念と将来都市像

基本理念及び将来都市像は「千歳市第7期総合計画」と同一

● 「千歳市景観計画」の基本理念

- ・大地の持つ美しい自然、風土、歴史を生かしまもる
- ・千歳市の持つ特性、魅力を生かし、千歳らしさを創出する
- ・千歳市の美しい景観をまもり、育て、つくり引き継ぐ

● 「第3次千歳市環境基本計画(改訂版)」の望ましい環境像

限りなく伝えよう いい空 いい水 いい緑 そして共生をめざして

上位計画及び関連計画の理念には、「空」「水」「緑」「自然」などの千歳市が有する豊かな自然環境に関する単語や、「つなぐ」「保つ」「伝える」「まもる」などの将来へ継承する意味を持つ単語が共通して含まれています。

これらを踏まえ、千歳市としてのみどりづくりの方向性及び上位・関連計画における理念などとの整合を図り、本計画の基本理念を以下のとおり定めます。

◆◆◆◆◆ 「千歳市第2期みどりの基本計画」の基本理念 ◆◆◆◆◆

未来へつなぐ 豊かなみどりと清らかな水

3.2 基本方針

千歳市では、市街地の拡大に合わせ、公園・緑地を整備してきましたが、前計画策定時(平成18(2006)年)と比較し、地球規模での環境問題への対応やレクリエーションにおけるニーズの多様化、みどりに関する担い手の確保など、多くの課題への対応が求められており、これらの課題を解決するには、市民・事業者・市の連携が必要不可欠となっています。

このことから、本計画の基本方針は、市民・事業者・市が協働してみどりを「つくっていく」、「つかっていく」、「つないでいく」をイメージし、「つくる」・「つかう」・「つなぐ」の3つの視点を定め、みどりのまちづくりを推進していきます。

つくる

【みどりの管理・魅力創出などに関する方針】

- 官民連携による緑化振興の推進やみどりに関わる仕組みづくり、既存の公園・緑地などにおける魅力向上や賑わい創出のほか、適正なみどりの維持管理の実施に向けた取組を推進します。

【みどりの質の向上に関する方針】

- 既存の樹木などの適正な維持管理による都市景観の形成や多様化する市民ニーズを反映した公園整備、公園施設の適切な維持管理によるみどりの質の向上を図ります。



つかう

【みどりを活用した安心・安全に関する方針】

- 多様化する利用者ニーズに対応するとともに防災機能や避難場所としての活用など、みどりが有する多面的な機能を有効活用し、安心・安全の確保を図ります。

【みどりに関わる機会の創出や情報発信に関する方針】

- みどりに関わる各種イベントなどを通じ、みどりにふれあう機会や交流の場を提供するとともに、みどりが有する魅力や取組状況を多くの人に知ってもらうため、広く情報発信に努めます。



つなぐ

【みどりの保全と継承に関する方針】

- 支笏湖周辺から市街地及び農業地域*につながる森林や樹林地、千歳川をはじめ市街地を流れる河川など、千歳市が有する自然環境をまもり、動植物と共生できる豊かなみどりを後世につないでいきます。

【みどりのマネジメントに関する方針】

- みどりに関わる人材の確保や育成のため、関係団体などと行政をつなぐ協力体制を構築するとともに、公園の再編(集約・機能分担)や公園DX*の活用など、公園のあり方について検討を進めます。





3.3 みどりの将来像

千歳市は、支笏湖周辺から広がる豊かな自然がみどりの骨格を形成し、市街地、農地へとつながっています。自然豊かな「支笏湖エリアのみどり」、都市公園及び街路樹などの「空港・市街地エリアのみどり」、北海道らしい田園景観を有する「農村エリアのみどり」で構成されるみどりは、広域的なみどりのネットワークを形成しています。

また、市街地を貫流する千歳川は水のネットワーク軸となり、秋にはサケが遡上し、流域には市の鳥である希少なヤマセミが生息するなど、豊かな生態系を維持しています。

市街地には豊かな自然環境を有する青葉公園やミズバショウなどの自然環境に優れた美々公園、キャンプ場や小川など自然とふれ合うことができる泉沢自然の森があり、多くの人に親しまれています。

さらに、市街地のオープンスペース*では、市民・事業者・市が協働して花壇づくりや植樹帯及び植樹柵の花植えなどの緑化推進を図っています。

都市公園では公園施設のリニューアルなどを行っていますが、今後は、多様な主体との連携による公園の利活用を図り、市民サービスを向上させていく必要があります。

これらを踏まえ、みどりの将来像を次のとおり定め、次ページに概念図を示します。

なお、将来像については市域全体で捉える必要があることから、自然公園地域*（支笏洞爺国立公園）も含めた概念図としています。

～ みどりの将来像 ～

- ◇ 貴重な自然環境を有する広域的なみどりのネットワークの保全
- ◇ 千歳川を軸とした水のネットワークの保全
- ◇ 生物多様性*の確保
- ◇ 都市公園等の適正な整備・管理・活用
- ◇ 多様な主体と連携したみどりとオープンスペース*の活用
- ◇ みどりを通じた健康で心豊かな生活



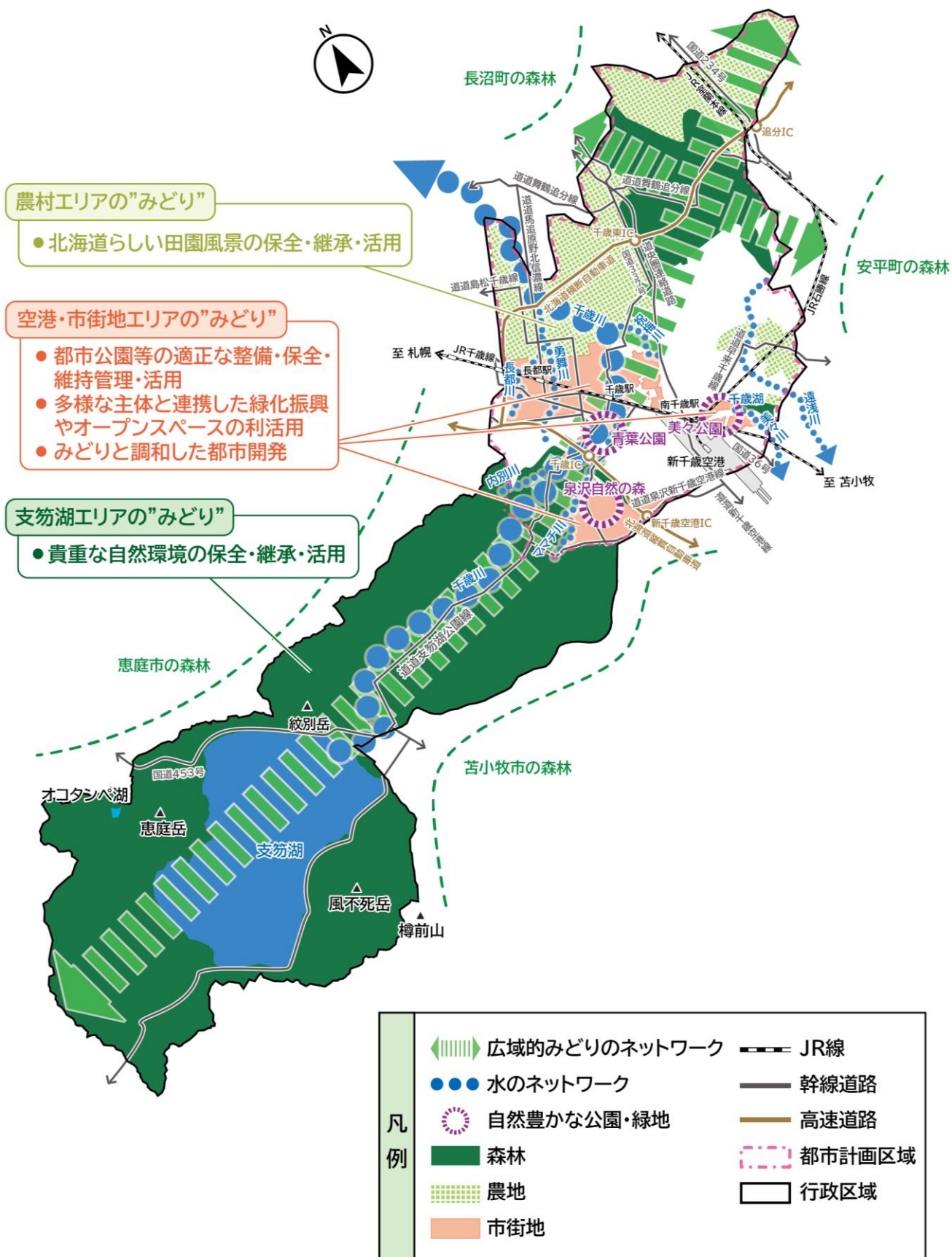


図 3-1 みどりの将来像(概念図)

3.4 みどりの配置方針

都市におけるみどりは様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で必要不可欠なものとなっています。みどりを系統的に配置し、特性に応じて適正に管理していくことは、都市のみどりの有する機能を効果的に発揮させる上で重要であるとされていることから、本計画ではそれぞれの機能ごとにみどりの配置方針を定めます。

また、国では、都市の生物多様性*の確保を推進するため、動植物の生息地又は生育地としての緑地の規模や連続性などを考慮し、エコロジカルネットワーク*の形成を図ることが望ましいとしています。千歳市では動植物の生息地又は生育地をまもるため、エコロジカルネットワーク*に配慮し、緑地を適正に保全・管理しながら生物多様性*の確保に努めていきます。

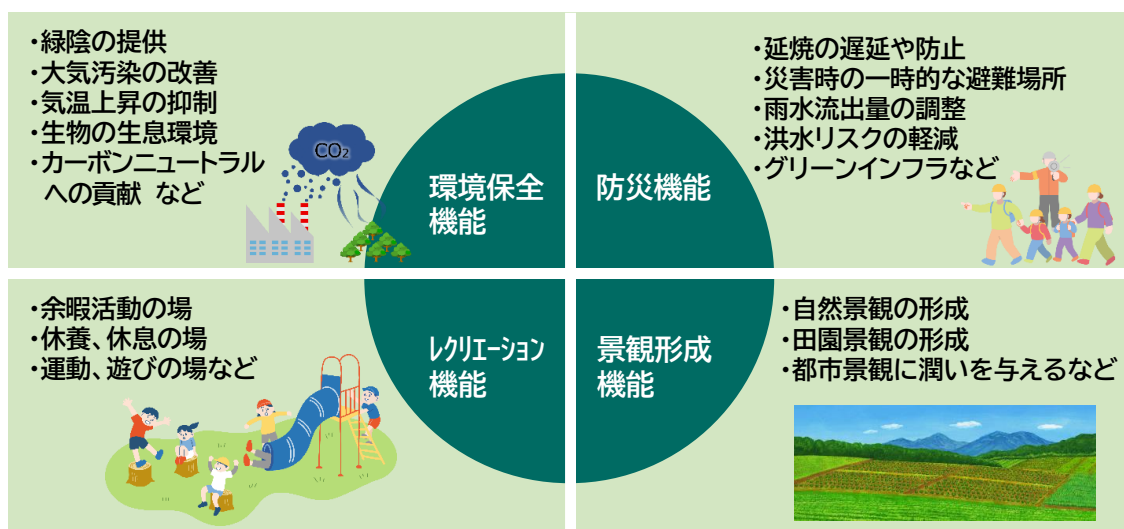


図 3-2 みどりの有する機能

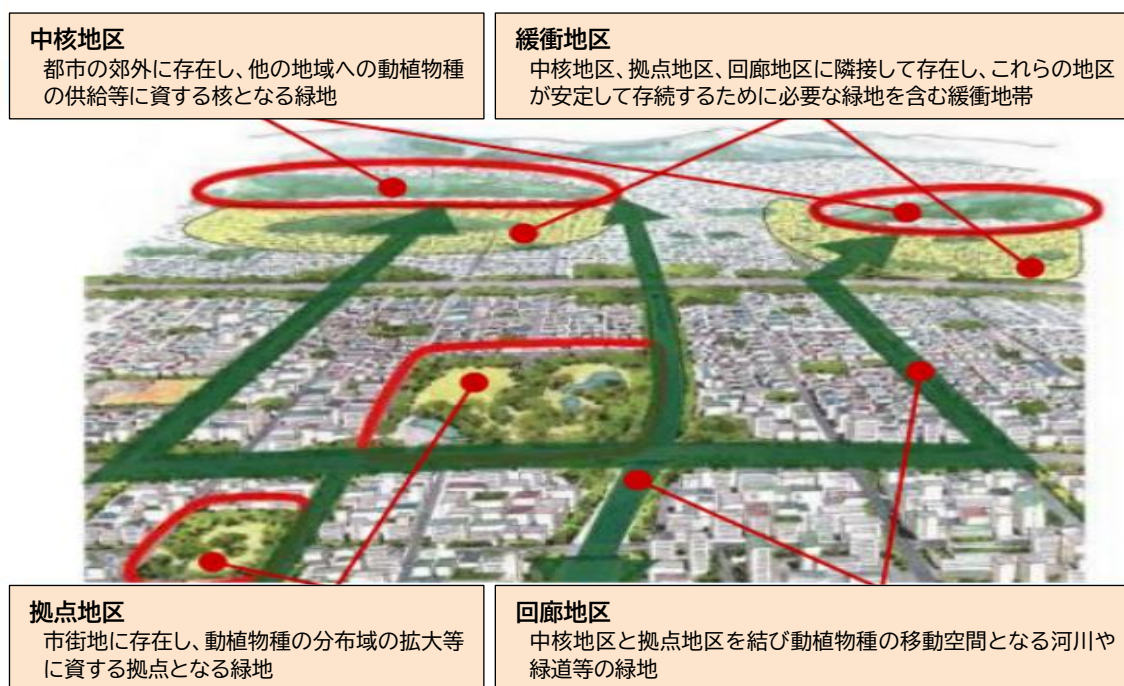
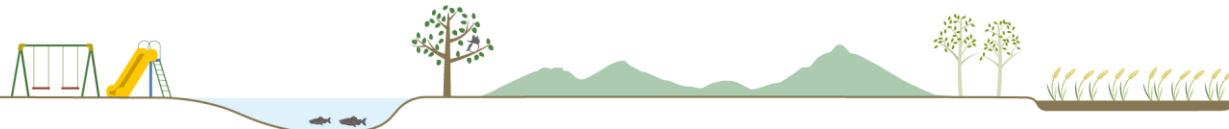


図 3-3 エコロジカルネットワーク*の概念(資料:国土交通省)



(ア) 骨格となるみどり

森	林	国有林、保安林、地域森林計画対象民有林は、既成市街地や農地との調和を図りながら、活用・保全に努めます。
---	---	---

(イ) 豊かな自然環境

青葉公園	第2種自然環境保全地区に指定している総合公園として、利便性の向上を図るとともに、豊かな自然環境の保全に努めます。
美々公園	社会情勢の変化や市民ニーズへの対応など、美々公園基本計画の見直しを検討するとともに、千歳湖や美々川などの貴重な自然環境の保全に努めます。
泉沢自然の森	自然環境の保持、住環境との緩衝帯として活用・保全に努めます。

(ウ) みどりをつなぐネットワーク

主要な河川	水辺環境や水質を保全し、自然環境に配慮しながら活用・保全に努めます。
湖沼	

(エ) みどりの連続性の確保

農地	周辺の土地利用との調和を図りながら活用・保全に努めます。
----	------------------------------

(オ) 自然環境の保全・緑陰の提供

都市緑地	自然環境の保持、住環境との緩衝帯などとして活用・保全に努めます。
------	----------------------------------

(カ) 工業団地と住環境との緩衝

泉沢自然の森	千歳臨空工業団地と住環境との緩衝帯として活用・保全に努めます。
--------	---------------------------------

(ア) 災害時の広域避難場所

青葉公園	広域避難場所として日頃からの整備・維持管理に努め、災害時に受入可能な環境を確保し、機能を保持します。
青空公園	

(イ) 地震時の一時的な避難場所

都市公園 公住公園 公共広場	地震時における一時的な避難場所として、日頃からの整備・維持管理に努め、災害時に受入可能な環境を確保し、機能を保持します。
----------------------	--

(ウ) 延焼防止機能

河川・湖沼 グリーンベルト	市街地などにおける防火帯として、日頃からの維持管理に努め、機能を保持します。
都市公園	
公共広場	
都市緑地 泉沢自然の森	

(エ) 土砂災害防止、水源涵養、防風、防砂、防雪機能

森林	自然災害の発生抑制・被害軽減のため、日頃からの保全や維持管理に努め、機能を保持します。
----	---

(オ) 爆発・火災緩衝

泉沢自然の森	千歳臨空工業団地と住環境との緩衝帯として、住宅地を災害からまもる壁の役割を果たせるよう、日頃からの維持管理に努め、機能を保持します。
--------	--

(カ) 洪水リスクの軽減機能

河川・湖沼	ハザードマップの周知や、日頃からの維持管理に努め、洪水リスクの軽減機能を保持します。
遊水地	大雨時における洪水リスクの軽減を図るため、グリーンインフラ*としての機能を保持します。

(キ) 雨水貯留機能

都市緑地	大雨時の雨水貯留機能を発揮できるよう、日頃からの維持管理に努め、機能を保持します。
------	---



ぷちコラム: 広域避難場所と指定緊急避難場所

千歳市地域防災計画では、地震などによる火災が延焼、拡大して市域全体が危険になった場合に避難する場所を広域避難場所として、また、地震によって生じる家屋の倒壊、火災延焼及び洪水の危険等から緊急に逃れるために避難する場所を指定緊急避難場所として定めています。
※青葉公園と青空公園は広域避難場所、また、都市公園等の一部は地震時における指定緊急避難場所に指定しています。





1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

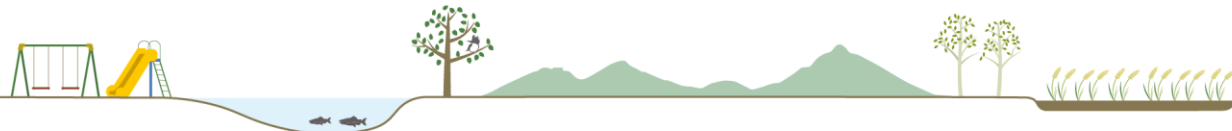
7 計画の推進

8 資料編

(3) レクリエーションのみどり



図 3-6 レクリエーションのみどりの配置方針



(ア) 豊かな自然環境と親しむ場

青葉公園	貴重な自然環境を保全するとともに、利便性の向上に努めるなど、自然環境に配慮した公園施設の整備・活用を図ります。
美々公園	ミズバショウなどの生育環境を保全するとともに、社会情勢の変化や市民ニーズへの対応など、美々公園基本計画の見直しを検討します。
泉沢自然の森	広大な敷地の自然環境を生かし、キャンプ場における利便性の向上を図ります。

(イ) 運動の場

青葉公園	様々な運動の場として、老朽化した施設の更新や自然環境に配慮した活用を図ります。
青空公園	

(ウ) 遊び・休息の場

地区公園 近隣公園 街区公園	子どもの遊び場や高齢者の身近な運動、休息の場などとして、日常的な利活用を図ります。
----------------------	---

(エ) 水(川)と親しむ場

道の駅サーモンパーク千歳周辺	千歳川を遡上するサケの観察や自然学習機能を有する親水空間、賑わいを創出する場など、自然環境に配慮しながら周辺地域との調和を図り、魅力向上に努めます。
千歳川河川敷周辺	「千歳市かわまちづくり計画」と連携した利便性の向上と、人々が集い、賑わいのある空間の創出を図ります。
名水ふれあい公園	内別川沿川の親水空間として、自然環境に配慮しながら教育・体験の場としての活用を図ります。
泉沢自然の森	キャンプ場などを兼ね備えた泉川沿川の親水空間として活用し、魅力向上に努めます。
ママチ川緑地	ママチ川沿川の親水空間として活用し、日常的な維持管理に努めます。
せせらぎさわやか公園	勇舞川沿川の親水空間として活用し、日常的な維持管理に努めます。

(オ) 休息の場

都市緑地	都市部におけるみどりのオアシスとして、日常的な維持管理に努めます。
------	-----------------------------------

(カ) イベント広場

グリーンベルト	市街地のオープンスペース*として、イベント開催など、地域の賑わいと交流が生まれる場として活用を図ります。
---------	--

(キ) 利活用を図り、魅力を創出する場

青葉公園	公園施設などの維持管理に努めるとともに貴重な自然環境をまもりながら活用し、利便性の向上や魅力の創出を図ります。
泉沢自然の森	キャンプ場の利便性向上と自然環境を活かした魅力の創出を図ります。
地区公園 近隣公園	公園施設や樹木などの更新、維持管理を行うとともに、利便性の向上に努め、魅力の創出を図ります。
グリーンベルト	市街地のオープンスペース*として、魅力の向上に努めます。

(ク) 農業体験の場

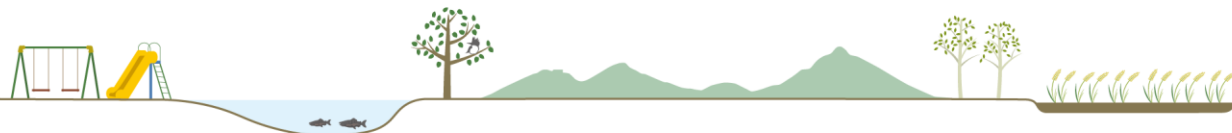
農地	農業・収穫体験など、グリーンツーリズム*と連携した取組を進めます。
----	-----------------------------------



(4) 景観形成のみどり



図 3-7 景観形成のみどりの配置方針



(ア) 自然景観

支笏湖公園線 沿道の森林	千歳市街地から支笏洞爺国立公園へつながる樹林地は、美しい自然景観として保全に努めるとともに、土地利用にあたっては自然環境との調和を図ります。
-----------------	--

(イ) 沿道景観軸

新千歳空港 アクセス沿道	街路樹の適切な維持管理や沿道の花植え活動による修景、賑わいを創出する場など、来訪者に対し、北海道のイメージを高めるような景観形成に努めます。
重点管理区間 ※区間の詳細はP43	街路樹や植樹帯及び植樹柵の維持管理による保全や花植えなどによる修景など、美しい沿道景観の形成に努めます。

(ウ) 水とみどりの景観軸

千歳川沿川	草木などの日常的な維持管理やベンチなどの施設の設置(更新)を行うとともに、河川敷地の有効利用を図り、憩いの場や賑わいの場など、多様な景観形成を図ります。
ママチ川沿川	ベンチ、四阿(あずまや)などの施設や草木などの日常的な維持管理を行い、市民の身近な憩いの場として、景観の保全に努めます。

(エ) 郷土景観

千歳神社	千歳市緑化条例に基づく市指定の保全樹林として、日常的な維持管理に努め、境内における景観の保全に努めます。
長都神社	

(オ) 史跡景観

史跡キウス 周堤墓群	北海道の歴史・文化を後世に伝える重要な場として、歴史的景観を損なうことのないよう配慮し、景観の保全に努めます。
史跡ウサクマイ 遺跡群	

(カ) 市街地景観

青葉公園	市街地に確保された自然豊かな総合公園として、草木の日常的な維持管理や公園施設の更新を行うとともに、憩いの場や賑わいの場など、多様な景観形成を図ります。
美々公園	工業団地に隣接する貴重な自然環境として、都市と自然の調和を図り、景観の保全に努めます。
グリーンベルト	緑化振興による景観づくりやイベントなどによる賑わいの場として、市街地中心部の景観形成を図ります。
道の駅サーモン パーク千歳周辺	草木などの日常的な維持管理を行い、親水空間における景観の保全を図るとともに賑わいを創出する場などの景観形成に努めます。
都市緑地	ベンチ、四阿(あずまや)などの施設や草木などの日常的な維持管理を行い、景観の保全に努めます。
住宅地	住宅の庭先や窓辺の緑化を行うなど、住宅地の景観形成に努めます。
工業団地	工業団地内の都市公園や緩衝緑地における草木などの日常的な維持管理、公園施設の更新を行うとともに、工業施設敷地内の植栽による緑化に努めます。

(キ) 田園景観

農地	農地の保全と適切な維持管理を行い、美しい田園景観の保全に努めるとともに、土地利用にあたっては、景観との調和を図ります。
----	---

(ア) 中核地区

都市の郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地。

森	林	内別川や千歳川周辺の森林及び農業地域*における森林の保全を図ります。
---	---	------------------------------------

(イ) 緩衝地区

中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含む緩衝地帯。

農	地	農業地域*の森林と市街地のみどりを安定して確保するため、補完する緑地として、保全を図ります。
---	---	--

(ウ) 拠点地区

市街地に存在し動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑地。

青	葉	公	園	第2種自然環境保全地区に指定している総合公園として、草木などの保全や自然環境に配慮し、生態系との調和に努めながら活用を図ります。
美	々	公	園	工業団地に隣接する貴重な自然環境として、草木や美々川、千歳湖などを保全するとともに、生態系との調和に努めます。
都	市	緑	地	泉沢自然の森など、動植物の生息環境として、自然環境に配慮した活用に努め、草木や水辺の保全を図ります。

(エ) 回廊地区

中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道などの緑地。

主	要	な	河	川	魚や鳥、昆虫など、小動物の移動経路として、自然環境に配慮した活用に努め、草木や水辺の保全を図ります。
街	路	樹			鳥や昆虫類など、小動物の移動経路として、適切な維持管理や更新を行い、保全を図ります。



ぱちコラム:野生動物への対応と共生

千歳市には、キツネやエゾシカ、ヒグマなどが生息しており、近年は、市街地でもヒグマの目撃情報が報告されています。特にヒグマは、沿道の草むらや樹木の枝葉に隠れて行動する習性があることから、市街地に近づきにくい環境をつくるため、道路脇の草刈りや樹木の剪定等による見通しの確保に努めます。

また、ヒグマが近づくと威嚇する音を発する忌避音発生装置やセンサーカメラを市内に設置するなど、ヒグマの出没を抑制する対策などに取り組むほか、先進的な取り組みを参考に有効な対策を検討していきます。





ぱちコラム:千歳市公園ガイドマップ

令和6(2024)年度末現在、千歳市には 209 箇所の都市公園があります。市では、公園ガイドマップを作成し、市ホームページへの掲載や配布を行っています。

掲載先 → <https://www.city.chitose.lg.jp/docs/37028.html>



千歳市公園ガイドマップ

千歳市には、市民生活の中心地である千歳市街地から、自然豊かな郊外まで、多様な自然環境に恵まれ、多様なレクリエーション施設が整備されています。また、交通アクセスと生活利便性の高い公園が、市民生活の質を向上させています。

● 面積: 約4,500㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

千歳市の公園の概要と特徴

公園名	面積	特徴
千歳市中央公園	約1,000㎡	市民生活の中心地である千歳市街地にあり、多様なレクリエーション施設が整備されている。
千歳市中央公園	約1,000㎡	市民生活の中心地である千歳市街地にあり、多様なレクリエーション施設が整備されている。

春 草花が咲く季節

千歳市には、春の訪れを告げる花々が咲き誇る公園があります。桜、チューリップ、バラなど、様々な花々が咲き誇り、市民生活の質を向上させています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

夏 水遊びが楽しい季節

千歳市には、夏の訪れを告げる水遊びが楽しめる公園があります。水遊び場、水遊び池、水遊び広場など、様々な水遊び施設が整備されています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

秋 気持ちよく散策のできる季節

千歳市には、秋の訪れを告げる散策のできる公園があります。紅葉、散策路、散策広場など、様々な散策施設が整備されています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

冬 雪遊びが楽しい季節

千歳市には、冬の訪れを告げる雪遊びが楽しめる公園があります。雪遊び場、雪遊び池、雪遊び広場など、様々な雪遊び施設が整備されています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

桜が見どころの公園

千歳市には、桜が見どころの公園があります。桜、チューリップ、バラなど、様々な花々が咲き誇り、市民生活の質を向上させています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

水遊びが楽しめる公園

千歳市には、水遊びが楽しめる公園があります。水遊び場、水遊び池、水遊び広場など、様々な水遊び施設が整備されています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

散策が楽しめる公園

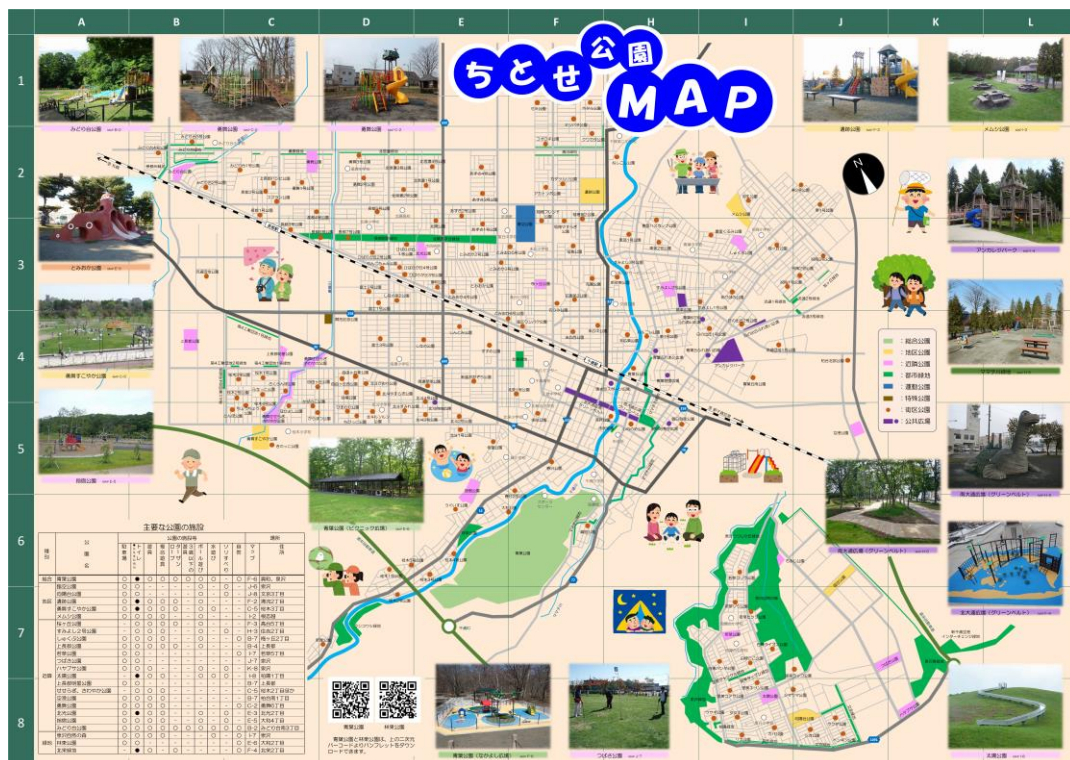
千歳市には、散策が楽しめる公園があります。紅葉、散策路、散策広場など、様々な散策施設が整備されています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km

雪遊びが楽しめる公園

千歳市には、雪遊びが楽しめる公園があります。雪遊び場、雪遊び池、雪遊び広場など、様々な雪遊び施設が整備されています。

● 面積: 約1,000㎡ ● 全長: 約1.5km ● 全幅: 約1.5km



4 目標の設定

目標年次となる令和27(2045)年度における緑地の目標水準は、次のとおりとします。

4.1 緑地の確保目標水準

今後は、緑地の「量の確保」に加え、「質の向上」(維持管理・利活用など)が重要となっていくことから、面積規模にとらわれない柔軟な緑地の整備を進めることとし、市街化区域*拡大に伴う新たな都市公園の整備や未開設公園の開設などを考慮し、「現況より増」とすることを目標とします。

表 4-1 緑地の確保目標

	現況 (令和6(2024)年度)	目標年次 (令和27(2045)年度)
①市街化区域*の緑地割合	17.0 %	↗
②都市計画区域*の緑地割合	55.2 %	↗

4.2 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

千歳市民1人当たりの都市公園面積は、43.5㎡/人であり、全国(10.9㎡/人)、北海道(42.7㎡/人)、近隣の道内他都市(恵庭市R2:29.1㎡/人、北広島市R元:46.0㎡/人)と比較しても、量が確保されています。このことから、市民1人当たりの都市公園(等)面積は「現状維持」を目標とし、現況と同水準の確保に努めます。

表 4-2 都市公園等の整備目標

	現況 (令和6(2024)年度)	目標年次 (令和27(2045)年度)
①市民1人当たりの都市公園面積	43.5 ㎡/人	→
②市民1人当たりの都市公園等面積	58.5 ㎡/人	→

(参考:都市公園法施行令第1条の2(要約)より、市民1人当たりの都市公園面積の標準は、10㎡以上と定められています。)

国が策定した「緑の基本方針」の全体目標において、市街地については緑被率が3割以上となることを目指すと示されており、その簡易算定方法については各自治体へ提供されることとなっていますが、現時点でまだ提供がないことから、緑被率の算定及びその目標設定については、算定方法が示された際に検討を行うこととします。
(緑被率:航空写真等で上空から見た際の緑に覆われている面積割合)

5 施策

5.1 施策の体系



本計画における計画体系を以下のように定めます。

基本理念	基本方針	施策
未来へつなぐ 豊かなみどりと清らかな水	つなぐ 【みどりの保全と継承に関する方針】 支笏湖周辺から市街地及び農業地域*につながる森林や樹林地、千歳川をはじめ市街地を流れる河川など、千歳市が有する自然環境をまもり、動植物と共生できる豊かなみどりを後世につないでいきます。	1 自然環境の保全と継承 2 動植物の生息環境の確保
	つくる 【みどりの管理・魅力創出などに関する方針】 官民連携による緑化振興の推進やみどりに関わる仕組みづくり、既存の公園・緑地などにおける魅力向上や賑わい創出のほか、適正なみどりの維持管理の実施に向けた取組を推進します。	3 官民連携による緑化振興の推進やみどりに関わる管理体制の構築 4 多様な空間の連携による都市公園や公共広場の質と魅力の向上
	つくる 【みどりの質の向上に関する方針】 既存の樹木などの適正な維持管理による都市景観の形成や多様化する市民ニーズを反映した公園整備、公園施設の適切な維持管理によるみどりの質の向上を図ります。	5 美しい都市景観の維持・形成 6 市民ニーズを反映した整備と適正な維持管理
	つかう 【みどりを活用した安心・安全に関する方針】 多様化する利用者ニーズに対応するとともに防災機能や避難場所としての活用など、みどりが有する多面的な機能を有効活用し、安心・安全の確保を図ります。	7 社会情勢の変化や利用者ニーズの多様化に対応した都市公園や公共広場の利活用 8 みどりが持つ防災機能の活用
	つかう 【みどりに関わる機会の創出や情報発信に関する方針】 みどりに関わる各種イベントなどを通じ、みどりにふれあう機会や交流の場を提供するとともに、みどりが有する魅力や取組状況を多くの人に知ってもらうため、広く情報発信に努めます。	9 みどりにふれあう機会の創出と情報発信
	つなぐ 【みどりのマネジメントに関する方針】 みどりに関わる人材の確保や育成のため、関係団体などと行政をつなぐ協力体制を構築するとともに、公園の再編(集約・機能分担)や公園DX*の活用など、公園のあり方について検討を進めます	10 ボランティアなどの市民協働による持続可能な緑化振興 11 持続可能な公園マネジメント



取組	
(1)	森林の保全・継承
(2)	水辺環境の保全・継承
(3)	都市公園等における樹木などの保全・継承
(4)	保全樹林及び保全樹木の保全・継承
(5)	農地の保全・継承
(6)	生物多様性*に係るみどりの確保
(7)	官民連携による緑化の推進
(8)	官民連携による都市公園や公共広場における維持管理の推進
(9)	地域の活性化やおもてなしに資する緑化の推進
(10)	都市公園や公共広場の魅力向上
(11)	あらゆる主体との連携によるオープンスペース*のみどりづくり
(12)	市街地における緑化推進
(13)	沿道における草木の適正な維持管理
(14)	都市公園等における公園施設などの適正な整備と維持管理
(15)	都市公園等における樹木などの適正な整備と維持管理
(16)	多様なニーズに配慮した都市公園や公共広場の利用促進
(17)	防災・減災に資するみどりの活用
(18)	みどりにふれあう機会の創出
(19)	みどり全般に係る情報発信
(20)	ボランティア団体と市の連携
(21)	みどりに関わる人材の育成と確保
(22)	市民に対する緑化意識の普及啓発
(23)	市民との協働によるみどりのまちづくりの推進
(24)	都市公園や公共広場のあり方についての検討

重点施策 ※「6 重点施策」に記載
<重点施策 1> 市街地における自然環境の保全と緑化振興に係る人材の確保
<重点施策 2> 都市公園や公共広場の柔軟な利活用による魅力の創出
<重点施策 3> 各種媒体を活用したみどりやオープンスペース*に関する情報発信の推進

1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編

5.2 施策

基本理念及び基本方針に基づき、以下に示す施策を推進します。なお、施策の詳細や具体的な進め方については、別途実施計画などを作成した上で取組を推進していきます。



<施策1> 自然環境の保全と継承

つなぐ

～千歳市のみどり豊かな自然環境の保全に努め、将来にわたって継承します～

(1) 森林の保全・継承

- 支笏湖エリアの国有林をはじめ、保安林、地域森林計画対象民有林は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、関係機関と相互連携しながら整備・保全を図ります。

(2) 水辺環境の保全・継承

- 支笏・樽前火山群のフレ岳を源に支笏湖を経て市街地を貫流する千歳川、ママチ川などの河川をはじめ、環境省名水百選に選ばれたナイベツ川湧水を源頭部に持つ内別川、ラムサール条約湿地*であるウトナイ湖（苫小牧市）の源流である美々川及び千歳湖（美々公園内）などにおける樹林や緑地を含む貴重な水辺環境は、関係機関と相互連携し保全に努めるとともに、自然環境に配慮した活用を図ります。

(3) 都市公園等における樹木などの保全・継承

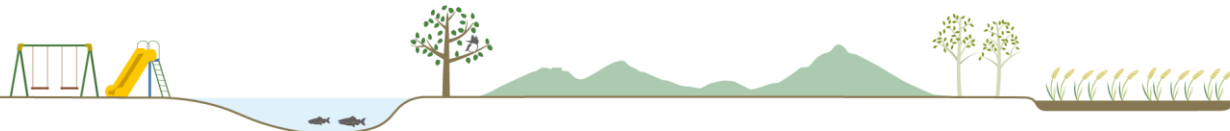
- 千歳市自然環境保全条例において第2種自然環境保全地区に指定している青葉公園をはじめ、都市公園等の樹木などは、適正な維持管理に努め、保全を図ります。

(4) 保全樹林及び保全樹木の保全・継承

- 千歳市緑化条例に基づく保全樹林に指定している千歳神社及び長都神社の樹林地は、引き続き適正な維持管理を行うとともに保全を図ります。また、情報発信を行い、新たな保全樹林及び保全樹木の指定を検討します。

(5) 農地の保全・継承

- 農業の担い手の育成や確保、スマート農業の活用などにより、持続可能な農業を推進するとともに、近年多発する自然災害に対応したグリーンインフラ*としての活用など、農地の保全を図ります。



<施策2> 動植物の生育環境の確保

つなぐ

～森林や河川などで形成するみどりの連続性を保ち、動植物の生息環境を確保します～

(6) 生物多様性*に係るみどりの確保

- 森林や農地、河川、都市公園等、みどりの配置を利用したエコロジカルネットワーク*を保全し、適正な整備・維持管理を図るとともに、関係機関と連携し、生物多様性*の確保に努めるほか、希少種の保護や特定外来生物*への対応などを行います。
- 生物多様性*の保全が図られている区域について、国の認定制度を活用するなど、地域が連携して保全に努めます。



ぷちコラム: 自然共生サイト

環境省では、令和12(2030)年までのネイチャーポジティブ*(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性*の損失を止め、反転させること)実現に向けた目標の一つとして30by30目標を位置付けています。

30by30目標とは、令和4(2022)年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性*枠組」2030年グローバルターゲットの1つであり、令和12(2030)年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

環境省では、この30by30目標の達成に資する、ネイチャーポジティブ*の実現に向けた取組の一つとして、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性*の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5(2023)年度から開始しており、令和6(2024)年度末時点において、千歳市内では「北海道キッコーマン樹林地(2.6ha)」が認定されています。

自然共生サイトに認定されることで、生物多様性*への取組が広くPRされ、企業価値の向上に寄与することが期待されています。



北海道キッコーマン樹林地(千歳臨空工業団地内)
(環境省ホームページ認定サイト一覧(2024年後期)より)





<施策3> 官民連携による緑化振興の推進や

みどりに関わる管理体制の構築 つくる

～官民連携による緑化振興に関わる取組の推進や公園管理体制の構築を図ります～

(7) 官民連携による緑化の推進

- 官民連携による花壇づくりや植樹帯及び植樹帯の花植えなどにより、市街地の緑化を推進します。
- 工場立地法*や千歳市工場立地法準則条例*に基づき、工業団地における緑地面積の確保に努めます。
- 民間事業者などによる国の認定制度を活用した緑地確保事業や新たなみどりの創出など、官民が連携して取り組みます。



千歳駅周辺を花で彩る会(千歳スクエアの会)による花壇
(JR千歳駅西口)



(株)JAL スカイ札幌と千歳市による
千歳市空港開港 100 年記念花壇(グリーンベルト旅人の森)

(8) 官民連携による都市公園や公共広場における維持管理の推進

- 町内会などによる都市公園や公共広場などの維持管理については、委託内容を再考するなど、現状の管理数が減少しないよう努めるとともに、多様な主体の参画やネーミングライツ*などの導入を検討し、公園施設の安定的な管理運営や市民サービスの向上を図ります。



ぱちコラム:TSUNAG(優良緑地確保計画認定制度)

国土交通省では、「まちづくりGX」の一環として、民間事業者等による「気候変動への対応」「生物多様性*の確保」「Well-being*の向上」などに貢献する良質な緑地確保の取組を3ランクで評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度」を創設しました。令和6(2024)年度末時点、全国で14か所が認定されており、道内の認定箇所はありません。TSUNAG認定のメリットは、「緑の価値の見える化」「社会的指示の獲得」「国による財政支援の活用」などが挙げられます。

新柏クリニック

申請者	医療法人社団中郷会 新柏クリニック
住所	千葉県柏市新柏1-4-5、1-6、1-7 他
区域面積	11,528 m ²
緑地面積	4,499 m ²

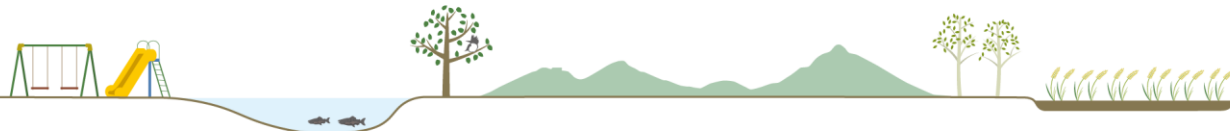
事業概要
新柏クリニックは、120床の透析専門診療所と周辺施設(リハビリテーションガーデン、糖尿病専門治療センター等)からなる医療施設群であり、地域生態系に配慮した緑地と木造・木質の建物が「森林浴のできるメディカルタウン」を形成している。周辺の緑と連続する緑地の整備と維持管理を通して、患者のQOLと地域住民の健康意識の向上、職場環境の改善と人材の確保を実現する事業である。



緑豊かな「森林浴のできるメディカルタウン」 患者や地域住民のコミュニケーションを誘発する「そと待合」



TSUNAG 認定(国交省ホームページ認定一覧より抜粋)



<施策4> 多様な空間の連携による

都市公園や公共広場の質と魅力の向上 つくる

～既存の都市公園や公共広場、沿道、水辺空間が連携し、歩きながら楽しめるような魅力ある空間を創出します～

(9)地域の活性化やおもてなしに資する緑化の推進

- JR千歳駅周辺における花壇や花文字づくり、沿道における植樹帯及び植樹帯の花植えなど、市民・事業者・行政の協働による緑化活動を推進し、市内外の方が見て楽しめるような空間を演出します。



JR千歳駅西口花壇



仲の橋通(千歳高等学校下)の花文字



グリーンベルト花壇

(10)都市公園や公共広場の魅力向上

- 都市公園や公共広場は、官民連携の手法(設置管理許可制度*、Park-PFI*など)などを活用した売店、飲食店などの公園施設の設置により、利用者の利便性を高めるとともに、居心地が良く、快適に過ごせる空間を創出します。

(11)あらゆる主体との連携によるオープンスペース*のみどりづくり

- JR千歳駅やグリーンベルト周辺におけるウォークアブルなまちなかの実現、千歳市かわまちづくり計画による賑わいのある河川空間の創出など、関係機関と相互連携し、自然環境や生物多様性*に配慮しながら、オープンスペース*の整備を推進します。



ぷちコラム:千歳市かわまちづくり計画

千歳市では、千歳川を対象とした「千歳市かわまちづくり計画」を検討会で議論し、令和7(2025)年6月に策定しました。当該計画は、国土交通省のかわまちづくり支援制度に登録されています。かわまちづくりとは、地域の資源や知恵を活かし、市町村・民間事業者・地域住民・河川管理者等の連携により、河川空間を活用した地域の賑わい創出を目指す取組であり、計画に従い、国から様々な支援を受けることができます。



親水護岸整備イメージ

資料:千歳市かわまちづくり計画



<施策5> 美しい都市景観の維持・形成

つくる

～まちなかの緑化活動や街路樹などの適切な維持管理により、美しい都市景観の形成を図ります～

(12)市街地における緑化推進

- 緑化振興事業における地域での花壇づくりや植樹帯及び植樹帯の花植えなどの取組、JR千歳駅周辺の花壇づくりなどの緑化活動を継続し、市街地における沿道やオープンスペース*の景観形成を図ります。



花いっぱいコンクール最優秀賞&名誉花壇
【R6 花壇部門 町内会の部】



花いっぱいコンクール最優秀賞
【R6 花壇部門 幼稚園等の部】



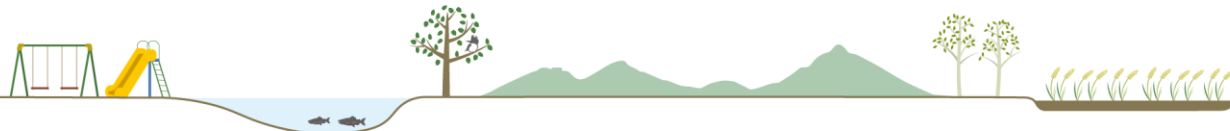
花いっぱいコンクール最優秀賞
【R6 フラワーロード部門】

(13)沿道における草木の適正な維持管理

- 街路樹の剪定や植樹帯及び植樹帯の除草など、適正な維持管理を図り、沿道景観の形成に努めます。
- JR千歳駅から半径約1km以内を対象に重点管理区間を位置付け、沿道における街路樹の剪定や植樹帯、植樹帯など歩行空間の除草などの維持管理を強化するとともに新たなみどりの創出を検討するなど、美しい沿道景観の形成に努めます。



図 5-1 重点管理区間



<施策6> 市民ニーズを反映した整備と

適切な維持管理

つくる

～都市公園等における公園施設や樹木の定期点検に加え、市民からの情報提供などを基に適切な維持管理に取り組むとともに、整備や更新に当たっては、市民ニーズを取り入れた施設整備を推進します～

(14)都市公園等における公園施設などの適正な整備と維持管理

- 公園施設の整備・更新に当たっては、市民の意見を取り入れるとともに、特色のある施設整備に努めます。
- バリアフリーやユニバーサルデザイン*に配慮するとともに、インクルーシブ*への対応など、誰もが楽しむことができ、利用しやすい公園整備を図ります。
- 公園照明灯のLED化など、カーボンニュートラル*に資する取組を推進します。
- 公園施設の維持管理に当たっては、日常点検や専門技術者による点検を行い、遊具などの劣化や損傷の未然防止を図るとともに、市民からの情報提供などにより、不具合の早期発見及び補修に努めます。
- 今後、土地開発などにより、都市的土地利用が図られる地域については、周辺地域との調和を図りながら、都市公園等の確保に努めます。
- 都市公園や公共広場の適正配置について、多様化するニーズや地域の実情を踏まえ、検討します。
- 都市公園等に係る関係法令の改正や国の動向などを踏まえ、必要に応じ、各種計画の策定や改定を行います。

(15)都市公園等における樹木などの適正な整備と維持管理

- 都市公園等における樹木などの整備・維持管理に当たっては、危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去に努めます。
- 枯損木や支障木、また、樹木の病害などにおける剪定・伐採・植樹・補植・間伐などの管理方針について検討し、樹木の適正な維持管理を図ります。



ぷちコラム:カーボンニュートラル*

カーボンニュートラル*とは、二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの「排出量」から森林などによる「吸収量」を差し引いて、実質ゼロにすることであり、千歳市では、令和4(2022)年に「千歳市ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、令和32(2050)年までの達成を目指しています。





＜施策7＞社会情勢の変化や利用者ニーズの多様化に 対応した都市公園や公共広場の利活用

つかう

～社会情勢の変化や利用者ニーズの多様化に対応した都市公園や公共広場の利用方法について、地域の意向を踏まえながら検討を進めます～

(16)多様なニーズに配慮した都市公園や公共広場の利用促進

- 都市公園や公共広場のポテンシャルを最大限発揮するため、多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、利用ルールの弾力化について検討します。
- 都市公園や公共広場は、社会情勢の変化や多様化するニーズに対応した利活用を図り、更なる利用促進に努めます。
- 教育や体験の場、地域の課題解決の場など、多様な主体と連携した利活用を図ります。



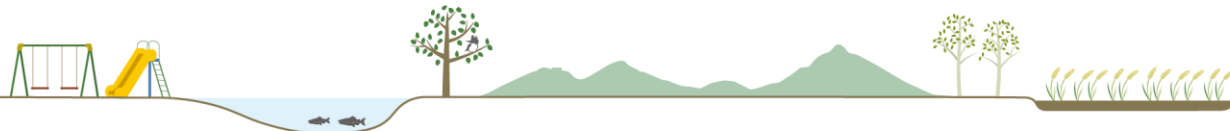
＜施策8＞みどりが持つ防災機能の活用

つかう

～都市公園や公共広場などは、災害発生時における一時的な避難場所としての活用を継続するとともに、みどりが持つ災害抑制機能としての活用を図ります～

(17)防災・減災に資するみどりの活用

- 広域避難場所や地震時における指定緊急避難場所として指定している都市公園や公共広場などの適正な維持管理を行い、災害時における公園施設などの機能確保及び利活用を図ります。
- 水害の軽減や防止対策として、千歳川流域における治水対策として整備された遊水地群の1つである根志越遊水地や市街地における浸透施設の活用など、持続可能なまちづくりのためのグリーンインフラ*について、関係機関と連携し、活用を推進します。
- 緩衝緑地や防火帯などの適正な維持管理を図ります。



<施策9> みどりにふれあう機会の創出と情報発信

つかう

～緑化振興に関するイベントや活動を通じ、みどりが有する多様な機能や魅力を多くの人に体感してもらえる機会を創出するとともに、広く情報発信に努めます～

(18)みどりにふれあう機会の創出

- 緑化振興事業による各種イベントや講習会の開催など、市民がみどりに触れる機会の創出や学ぶ機会の確保に努めます。



花と緑のフェスタ(グリーンベルトおまつり広場)



花めぐりガーデンバスツアー(市内オープンガーデン)

- 子どもたちや地域の人々がみどりに親しみ、やさしさや美しさを感じる心を育む取組や、緑化振興活動のすそ野を広げる花育や緑育などの取組を推進します。



自然観察・体験会(青葉公園)



ナイペツいきものしらべ
(名水ふれあい公園)

(19)みどり全般に係る情報発信

- 緑化振興や公園緑地に関わる情報、市民団体による活動などについての情報発信を行い、市民の緑化などに関する意識の醸成を図ります。
- 市民(団体を含む)・事業者・市が相互連携した情報発信に努めます。
- 自然観察や見学マナーなどの情報発信に努めます。



1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編



<施策10> ボランティアなどとの市民協働による

持続可能な緑化振興

つなぐ

～市民などとの協働による持続可能なみどりづくりを進めるための体制を構築するとともに、市民に対する緑化意識の普及啓発を行うなどみどりの輪をつなぐ取組を推進します～

(20) ボランティア団体と市の連携

- 市民・事業者・市などの連携による緑化振興活動を円滑に実施するための仕組みを整え、持続可能な緑化活動を推進します。



千歳市フラワーマスターの会



千歳花倶楽部



千歳駅周辺を花で彩る会
(千歳スクエアの会)

(21) みどりに関わる人材の育成と確保

- 市民協働による緑化振興を継続して実施するため、花やみどりに関する情報発信を行い、緑化に係る人材の掘り起こしを行うとともに、緑化振興事業における研修や実践活動を通じ、市民及びボランティア団体の育成及び技術の向上を図ります。



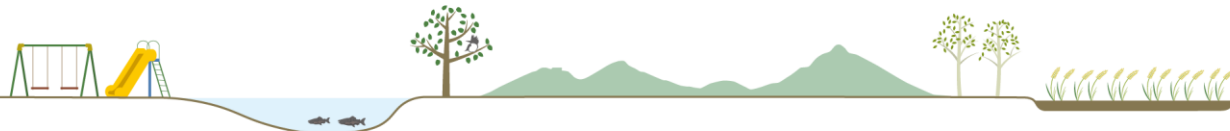
緑化リーダー研修

(22) 市民に対する緑化意識の普及啓発

- 緑化振興事業や緑化に関わる市民団体などによるイベント・活動を通じ、市民が気軽にみどりづくりなどを体験できる機会の創出を図り、市民の緑化意識の醸成を図ります。

(23) 市民との協働によるみどりのまちづくりの推進

- みどりに関する各種イベントや体験を通じて緑化活動の輪を広げ、人と人がつながる市民協働によるみどりのまちづくりを推進します。



<施策11> 持続可能な公園マネジメント

つなぐ

～都市公園の再編(集約・機能分担)や公園DX*(デジタルトランスフォーメーション)の活用など、持続可能な公園マネジメントについての検討を図ります～

(24) 都市公園や公共広場のあり方についての検討

- 都市公園や公共広場のストック効果を発揮させるとともに持続可能な公園運営を図るため、地域住民の意見を取り入れながら、公園の利用状況などに応じたストックの再編(集約・機能分担)、長期未着手公園のあり方や位置づけの見直しなどについて検討を図ります。

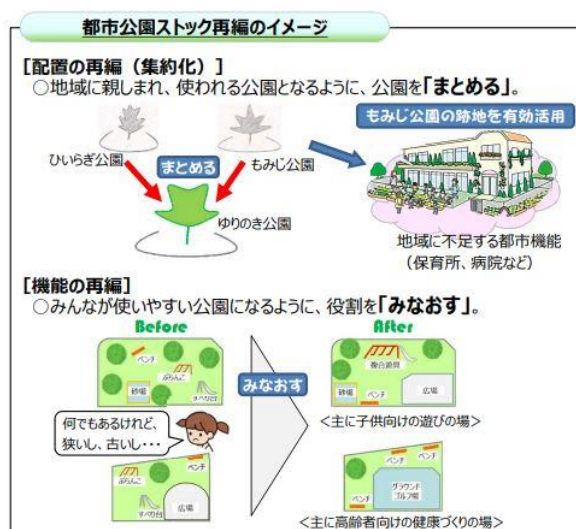


図5-2 都市公園ストック再編のイメージ(資料:国土交通省)

- 都市公園及び公共広場においては、記録データとデジタル技術を活用した利用者サービスの向上や維持管理の質的向上・効率化、地域課題の解決、新しい価値の創出など、公園DX*の推進について検討し、持続可能な公園マネジメントを図ります。

🌱 ぶちコラム: 公園DX*(デジタルトランスフォーメーション)

公園DX*とは、デジタル技術やデータを活用して、市民からの損傷報告による不具合の早期発見や公園管理者による業務の効率化など、市民サービスの向上を図ることです。

また、基礎的な情報をデジタル化することにより、データに基づく公園の活用や運営状況等の評価、目標設定、取組の企画立案が可能になります。



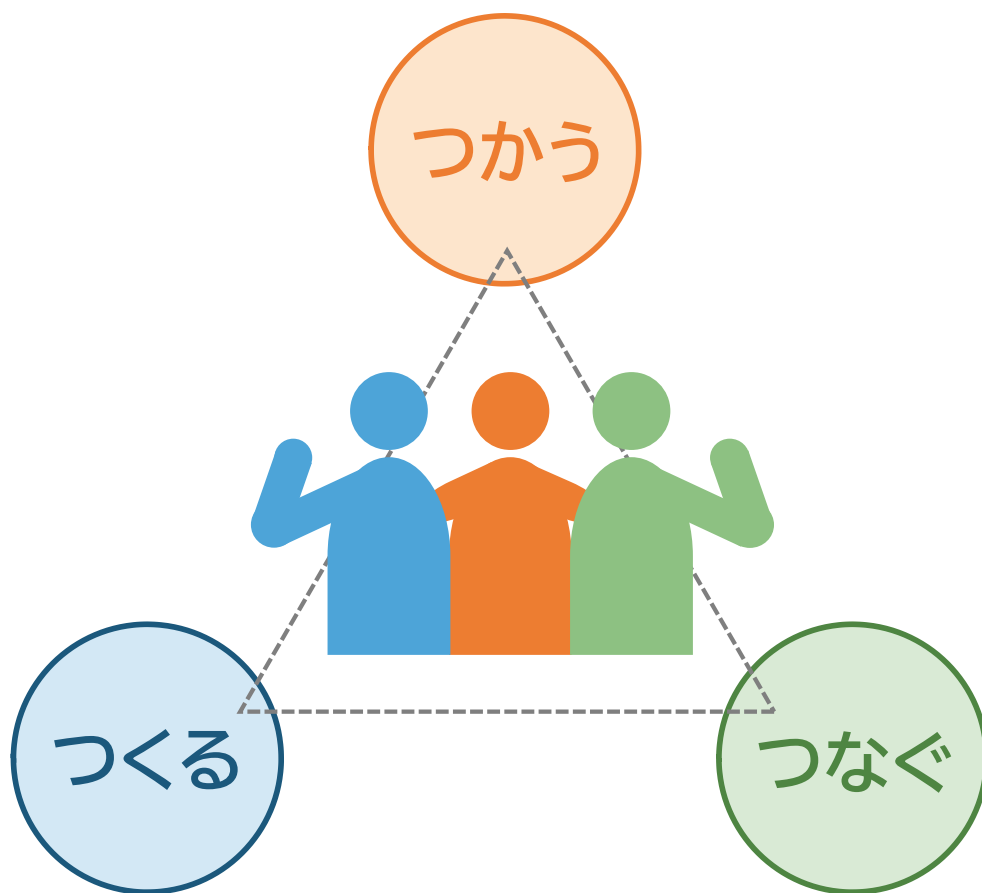
公園DX*のイメージ(資料:国土交通省PLATEAUホームページ)

6 重点施策

重点施策は、各施策の中から以下の点を踏まえ選定します。

- みどりの将来像・基本理念の実現に向け、特に重要となる取組
- みどりの保全や市民サービス向上のため、優先的に実施する取組
- 生物多様性*の確保、Well-being*の向上、地域価値の向上などに資する取組

これらを踏まえ、基本方針の「つくる」「つかう」「つなぐ」が連携した取組を進めます。





<重点施策1> 市街地における自然環境の保全と 緑化振興に係る人材の確保

【方 針】

都市公園・公共広場・JR千歳駅周辺を対象に自然と都市機能の共生を図り、千歳市の貴重な自然環境を未来へ受け継ぐとともに、緑化活動に関わる人材の育成・確保に努めます。

【対 象】

都市公園、公共広場、JR千歳駅周辺

【取 組】

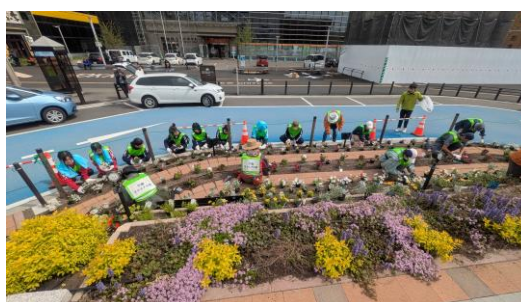
- 既存樹木などの維持管理を行うとともに、枯損木の撤去後における植栽など、みどりの維持・保全に努めます。
- 第2種自然環境保全地区に指定している青葉公園や、泉沢自然の森などの自然豊かな樹林地は、自然環境の保全に努めるとともに生物多様性*に配慮しながら維持管理を行い、市民の憩いの場としての活用を図ります。
- ラムサール条約湿地*であるウトナイ湖(苫小牧市)の源流部となっている美々川及び千歳湖を有する美々公園は、自然環境などの調査を継続して実施し、水辺環境や植生などの保全に努めます。
- 自然環境の保全やカーボンニュートラル*に向けた官民連携などの取組について、関係機関と連携を図ります。
- 緑化振興に係るボランティア体制を継続するとともに、みどりに関わる機会の創出や情報発信を強化し、新たな人材の発掘に努めます。



青葉公園(中央広場)



美々公園(千歳湖)



千歳駅周辺を花で彩る会(千歳スクエアの会)による花壇整備



千歳市フラワーマスターの会による花壇整備



<重点施策2> 都市公園や公共広場の柔軟な利活用による 魅力の創出

【方 針】

都市公園や公共広場のオープンスペース*は、ストック効果を最大限に発揮させるため、官民連携などの手法を取り入れた公園施設の整備や管理、学習・体験の場などとしての利活用を推進するとともに、利用者ニーズを踏まえたルールの弾力化により、魅力的で賑わいのある空間を創出し、利用者の利便性及び満足度の向上を図ります。

【対 象】

都市公園、公共広場

【取 組】

- 設置管理許可制度*やPark-PFI*など、民間企業の資金やノウハウを活用した公園施設の管理運営を推進します。
- 青葉公園は、貴重な自然環境を保全するとともに、利便性の向上に努めるなど、自然環境に配慮した公園施設の整備・活用を図ります。
- プレーパークや花植えなど、体験・学習の場としての利活用を図ります。
- ボール遊びや花火などの利用ルールについて、地域の意見を踏まえながら弾力化を図ります。
- 社会情勢の変化や多様化するニーズに対応した利活用を図ります。
- 利活用や施設整備に当たっては、活用する場所と保全する場所を明確にし、自然環境や生物多様性*への配慮に努めます。



プレーパーク体験



市民参加型の花壇整備



移動式バスケットゴールの
実証実験





<重点施策3> 各種媒体を活用したみどりやオープンスペース* に関する情報発信の推進

【方 針】

各種媒体の活用により、みどり全般に係る情報発信を強化し、市民のみどりに対する意識の醸成を図ります。

【対 象】

都市公園、公共広場、JR千歳駅前広場、都市計画区域*内のオープンスペース*

【取 組】

- 緑化振興や公園緑地に関わる情報、市民団体などによるみどりに関する活動などについて、紙媒体やホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス*(SNS)などを活用したPUSH型の情報発信や二次元コードの活用などを推進するとともに、楽しくわかりやすい内容の掲載に努めます。
- 緑化振興や公園緑地に携わる市民・事業者・市などが相互連携した情報発信に努めます。
- 貴重な自然環境や動植物の生息域をまもるため、観察マナーなどの情報発信に努めます。



図6-1 紙媒体やソーシャルネットワーキングサービス*を活用したみどりに関する情報発信の例

7 計画の推進

本計画は、一般的な「PDCA」サイクルに千歳市独自で設定する「+R」（記録・蓄積）を加えた、「PDCA+R」サイクルを実施し、蓄積したデータに基づく計画の見直しや改定を行います。

また、「+R」で蓄積したデータは、公園の利活用や運営状況などの評価、目標設定、取組の企画立案などへ広く活用することとします。

次期改定は20年後の令和27（2045）年度を予定し、計画の見直しは中間年次の10年後となる令和17（2035）年度を目安とします。なお、計画の見直しについては、社会情勢の変化や関係法令の改正などを踏まえ、必要に応じて行うこととします。

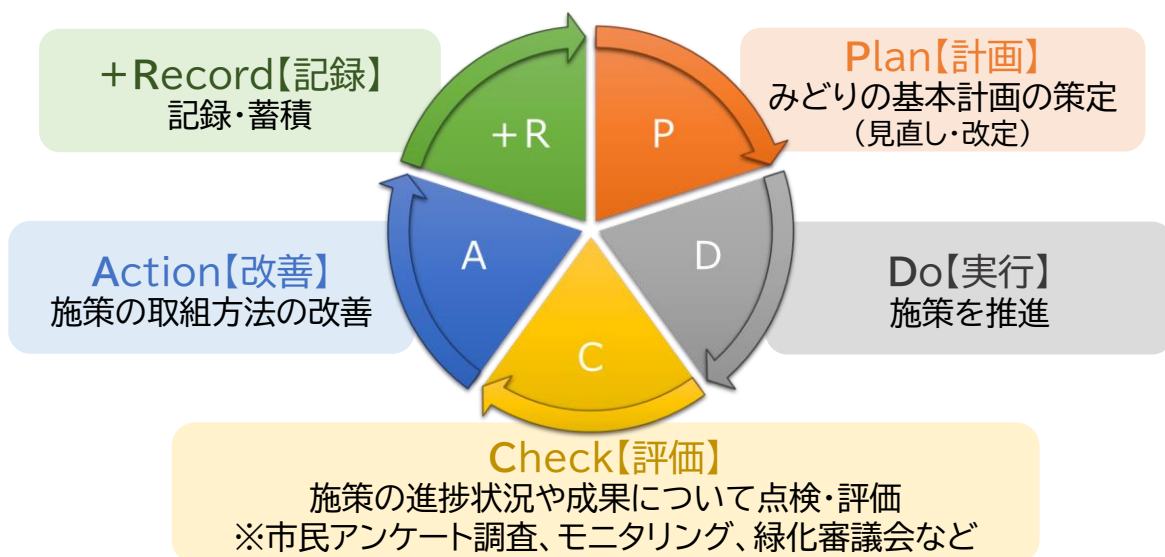


図 7-1 「PDCA+R」サイクル

具体的には、以下の手順で計画を推進します

- ① 計画期間中は【D】→【+R】→【D】→【+R】を繰り返し、記録を蓄積しながら施策を推進します。
- ② 市民アンケート調査や指定管理者のモニタリング等により市民満足度の確認を行い、2年に1回程度を目安に緑化審議会等を開催し、施策の進捗状況や成果についての点検・評価【C】を行います。
- ③ 【C】の結果を用い、必要に応じて取組方法の改善【A】を図ります。
- ④ 【D】→【C】→【A】に加え、【+R】で記録・蓄積したデータを活用し、計画の見直し・改定【P】を行います。



8 資料編

8.1 用語集

い

インクルーシブ (P.44)

「包括的な」、「すべてを包み込む」という意味。障がいの有無や国籍、年齢、性別など、どんな違いがあっても分け隔てなく受け入れ、共に生活や活動することを目指す考え方のこと。

う

Well-being (P.1,41,49)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念のこと。

え

エコロジカルネットワーク

(P.14,24,33,40,79)

野生生物が生息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁等)がつながる生態系のネットワークのこと。

お

オープンスペース

(P.22,30,38,42,43,51,52)

公園や緑地、街路、河川敷など都市における建築物に覆われていない空間全般のこと。

か

外来種 (P.14,55)

もともとその地域に存在しなかったが、人間によってほかの地域から入ってきた生物のこと。

カーボンニュートラル (P.1,44,50)

二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの「排出量」から森林などによる「吸収量」を差し引いて、実質ゼロにすること。

く

グリーンインフラ (P.28,39,45,76)

自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーンツーリズム (P.30)

緑豊かな農山漁村で、自然、文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす、滞在型の余暇活動のこと。滞在の期間は、日帰りや長期的など様々である。

こ

公園DX(デジタルトランスフォーメーション)

(P.18,21,37,48)

公園の整備や管理・運営においてデジタル技術を活用し、公園の魅力向上や効率的な管理運営を目指す取組のこと。

1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編



工場立地法 (P.12,41)

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定規模以上の工場(特定工場)を対象に、緑地面積率等について規制する法律。

国土利用計画法 (P.7,55,56)

限られた資源であり、国民にとって日常生活の基盤となる土地(国土)の総合的・計画的な利用を図ることを目的として、制定された法律のこと。国土の適切・効率的な利用の妨げとなる土地取引や、地価の上昇を招く恐れのある土地取引について、様々な規制(届出・許可制度)が定められている。

し

市街化区域 (P.2,9,10,36,57)

都市計画法に基づく都市計画区域*のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

市街化調整区域 (P.2)

都市計画法に基づく都市計画区域*のうち、市街化を抑制すべき区域のこと。

自然公園地域 (P.7,22)

国土利用計画法*に基づく都道府県の土地利用基本計画において定められる「五地域区分」の一つであり、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域(国立公園、国定公園、都道府県立自然公園に相当)のこと。

森林地域 (P.7)

国土利用計画法*に基づく都道府県の土地利用基本計画において定められる「五地域区分」の一つであり、森林の土地

として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域(国有林、地域森林計画対象民有林に相当)のこと。

せ

生物多様性(P.1,14,22,24,38,40,41,42,49,50,51,56,76)

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、地域ごとの様々な生態系の多様性を意味する包括的な概念のこと。

設置管理許可制度 (P.42,51)

公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を公園管理者が許可する制度のこと。

そ

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS) (P.52)

人と人とのつながりを促進し、サポートするコミュニティ型のWebサイトのこと。

ち

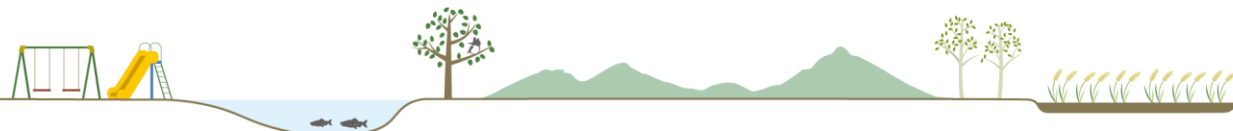
千歳市工場立地法準則条例 (P.41)

工場立地法における全国一律の緑地面積率等の基準を千歳市の実情に応じて緩和する条例。

と

特定外来生物 (P.40)

外来生物(海外起源の外来種*)であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される生物のこと。特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれる。



都市計画区域

(P.2,6,8,9,10,17,36,52,55,56,57)

土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な交通施設の設置の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、一体の都市として整備、開発及び保全する必要のある区域のこと。

都市地域 (P.7)

国土利用計画法*に基づく都道府県の土地利用基本計画において定められる「五地域区分」の一つであり、一体の都市として、総合的に開発、整備及び保全する必要がある地域(都市計画区域*に相当)のこと。

ね

ネイチャーポジティブ (P.1,40)

自然再興という意味を持つ。自然を回復軌道に乗せるために生物多様性*の損失を止め、反転させること。

ネーミングライツ (P.41)

行政と事業者などとの契約により、公共施設の愛称に企業名や商品ブランド名を付与させる代わりに、命名権を取得した事業者などから対価を得て、公共施設の管理運営の維持と利用者へのサービス向上を図る取組のこと。

の

農業地域 (P.7,17,21,34,37)

国土利用計画法*に基づく都道府県の土地利用基本計画において定められる「五地域区分」の一つであり、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域(農業振興地域に相当)のこと。

は

Park-PFI (パークピーエフアイ) (P.42,51)

公募設置管理制度。飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度であり、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便性の向上を図る新たな整備・管理手法のこと。

ゆ

ユニバーサルデザイン (P.44)

障害の有無、年齢、性別、言語の違い等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

ら

ラムサール条約湿地 (P.39,50)

ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)に基づく「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のこと。

わ

ワークショップ (P.16,74,78)

あるテーマについて、参加者が自由に意見やアイデアを出し合うなど、主体的に参加する体験型の講座や研修のこと。

8.2 都市計画区域*における緑地の整備量(将来推計)

緑地種別		基準年【令和6(2024)年度】						中間年次【令和17(2035)年度】						目標年次【令和27(2045)年度】						備考
		市街化区域*			都市計画区域*			市街化区域*			都市計画区域*			市街化区域*			都市計画区域*			
		整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	整備箇所	面積(ha)	㎡/人	
住区	街区公園	109	2462	274	112	2520	260	114	2537	267	117	2595	254	114	2537	276	117	2595	262(1)	
	基幹公園	16	3782	420	16	3782	390	16	3782	398	16	3782	371	16	3782	412	16	3782	382(2)	
	地区公園	4	2199	244	5	2557	264	4	2199	231	5	2557	251	4	2199	239	5	2557	259(3)	
	総合公園	1	5095	566	1	10231	1055	1	5095	536	1	10231	1003	2	6375	694	2	17731	1793(4)	
	運動公園				1	643	066				1	643	063				1	1066	108(5)	
	都市緑地	7	1730	192	7	1730	178	7	1730	182	7	1730	170	8	2089	227	8	2089	211(6)	
	都市計画公園 計	137	15268	1696	142	21463	2213	142	15343	1615	147	21538	2112	144	16982	1848	149	29820	3015(7)=1(1)~(6)の計	
	街区公園(都市計画未決定)	34	652	072	37	713	074	34	652	069	37	713	070	37	704	077	40	765	077(8)	
	近隣公園(都市計画未決定)													0	000	000	0	000	000(9)	
	都市緑地(都市計画未決定)	27	19408	2156	29	19917	2053	27	19408	2043	29	19917	19526	32	19437	2115	34	19946	2017(10)	
都市計画未決定公園 計	61	20060	2229	66	20630	2127	61	20060	2112	66	20630	2023	69	20141	2192	74	20711	2094(11)=8(1)+10(0)の計		
都市公園 計	特別公園	1	055	006	1	055	006	1	055	006	1	055	005	1	055	006	1	055	006(12)	
	公園 計	199	35383	3931	209	42148	4345	204	35458	3732	214	42223	4140	214	37178	4045	224	50586	5115(13)=7(1)+11(1)+12(1)の計	
	公園 計	23	740	082	26	1225	126	23	740	078	26	1225	120	23	740	081	26	1225	124(14)	
	公園 計	2	539	060	3	2191	226	2	539	057	3	2191	215	2	539	059	3	2191	222(15)	
	公園 計	26	482	054	26	482	050	21	438	046	21	438	043	17	363	039	17	363	037(16)	
	公園 計	24	3559	395	28	4057	418	24	3559	375	28	4057	398	24	3559	387	28	4057	410(17)	
	公園 計	19	1409	157	28	1521	157	19	1409	148	28	1521	149	19	1409	153	28	1521	154(18)	
	公園緑地に準じる機能を持つ施設緑地 計	94	6729	748	111	9476	977	89	6685	704	106	9432	925	85	6610	719	102	9357	946(19)=14(1)+18(0)の計	
	学校・公共施設等緑地	43	1698	189	46	2128	219	43	1698	179	46	2128	209	43	1698	185	46	2128	215(20)	
	道路法、分譲等緑地	83	2943	327	83	2956	305	83	2943	310	83	2956	290	83	2943	320	83	2956	299(21)	
公共施設等における緑地等 計	公共施設等 計	126	4641	516	129	5084	524	126	4641	489	129	5084	498	126	4641	505	129	5084	514(22)=20(2)+21(0)の計	
	都市公園等 計	419	46753	5195	449	56708	5846	419	46784	4925	449	56739	5563	425	48429	5270	455	65027	6575(23)=13(3)+19(3)+22(0)の計	
	民間施設緑地 計	50	11592	1288	61	74229	7652	50	11592	1220	61	74229	7277	50	11592	1261	61	74229	7505(24)	
	施設緑地の面積		-531	-059		-992	-102		-531	-056		-992	-097		-531	-058		-992	-100(25)	
	施設緑地 計	469	57814	6424	510	129945	13396	469	57845	6089	510	129976	12743	475	59490	6473	516	138264	13980(26)=23(3)+24(1)+25(0)の計	
	緑地保全地区																		27	
	風致地区																		28	
	河川敷地																		29	
	保安林・国営林	2	1126	125	2	128261	13223	2	1126	119	2	128261	12575	2	1126	123	2	128261	12969(30)	
	地域森林計画対象民有林	1	2350	261	1	380784	39256	1	2350	247	1	380784	37332	1	2350	256	1	380784	38502(31)	
農地	農地				1	735838	75860				1	735838	72141				1	735838	74402(32)	
	法によるもの 計	3	3476	386	4	1244883	128338	3	3476	366	4	1244883	122047	3	3476	378	4	1244883	125873(33)=27(3)+32(0)の計	
	道交例による保全緑地																15	88936	8993(35)	
	市条例等による保存緑地				15	88936	9169				15	88936	8719				15	88936	8993(36)=34(1)+35(0)の計	
	条例等によるもの 計				15	88936	9169				15	88936	8719				15	88936	8993(37)=33(3)+36(0)の計	
	小 計	3	3476	386	19	1333819	137507	3	3476	366	19	1333819	130767	3	3476	378	19	1333819	134865(37)=33(3)+36(0)の計	
	地域制緑地の面積					-10070	-1038					-10070	-987					-10070	-1018(38)	
	地域制緑地 計	3	3476	386	19	1323749	136469	3	3476	366	19	1323749	129779	3	3476	378	19	1323749	133847(39)=37(3)+38(0)の計	
	施設・地域制緑地の面積		-6170	-686		-24980	-2575		-6170	-649		-24980	-2449					-24980	-2526(40)	
	緑地面積 総計	472	55120	6124	529	1428714	147290	472	55151	5805	529	1428745	140073	478	56796	6180	535	1437033	145302(41)=26(3)+39(1)+40(0)の計	
人口	現在用途地域人口(RG3未)					900	万人					950	万人					919	万人	
	都市計画区域人口(RG3未)					970	万人					1020	万人					989	万人	
	現在用途地域面積					3233	ha					3284	ha					3284	ha	
	都市計画区域面積					25890	ha					25890	ha					25890	ha	
面積	都市計画区域・面積に対する割合					17.0	%					16.8	%					市街化区域・面積に対する割合	17.3	%
	都市計画区域・面積に対する割合					55.2	%					55.2	%					都市計画区域・面積に対する割合	55.5	%
	都市公園等					43.5	㎡/人					41.4	㎡/人					都市公園等	51.1	㎡/人
	緑地の確保目標水準(住民一人あたり面積)					58.5	㎡/人					55.6	㎡/人					緑地の確保目標水準(住民一人あたり面積)	65.8	㎡/人

8.3 市民アンケート結果

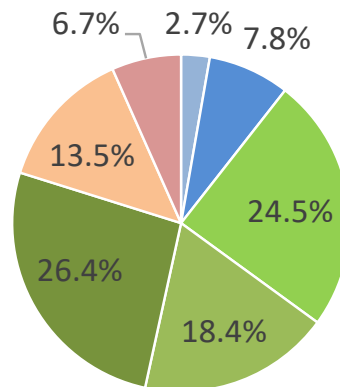
(1) 調査概要

目 的	市内の緑に関する市民ニーズや満足度など把握するため
対 象	千歳市民
方 法	インターネット申請又は紙によるアンケート調査
期 間	令和6年4月9日(火)から令和6年5月2日(木)まで
内 容	■年代・居住地・アンケートを知った場所 ■緑に関する満足度について(10項目) ■緑との関わりについて(3項目) ■公園・緑地について(5項目)
回 収 数	511件

(2) 調査結果

問1 年代を教えてください。

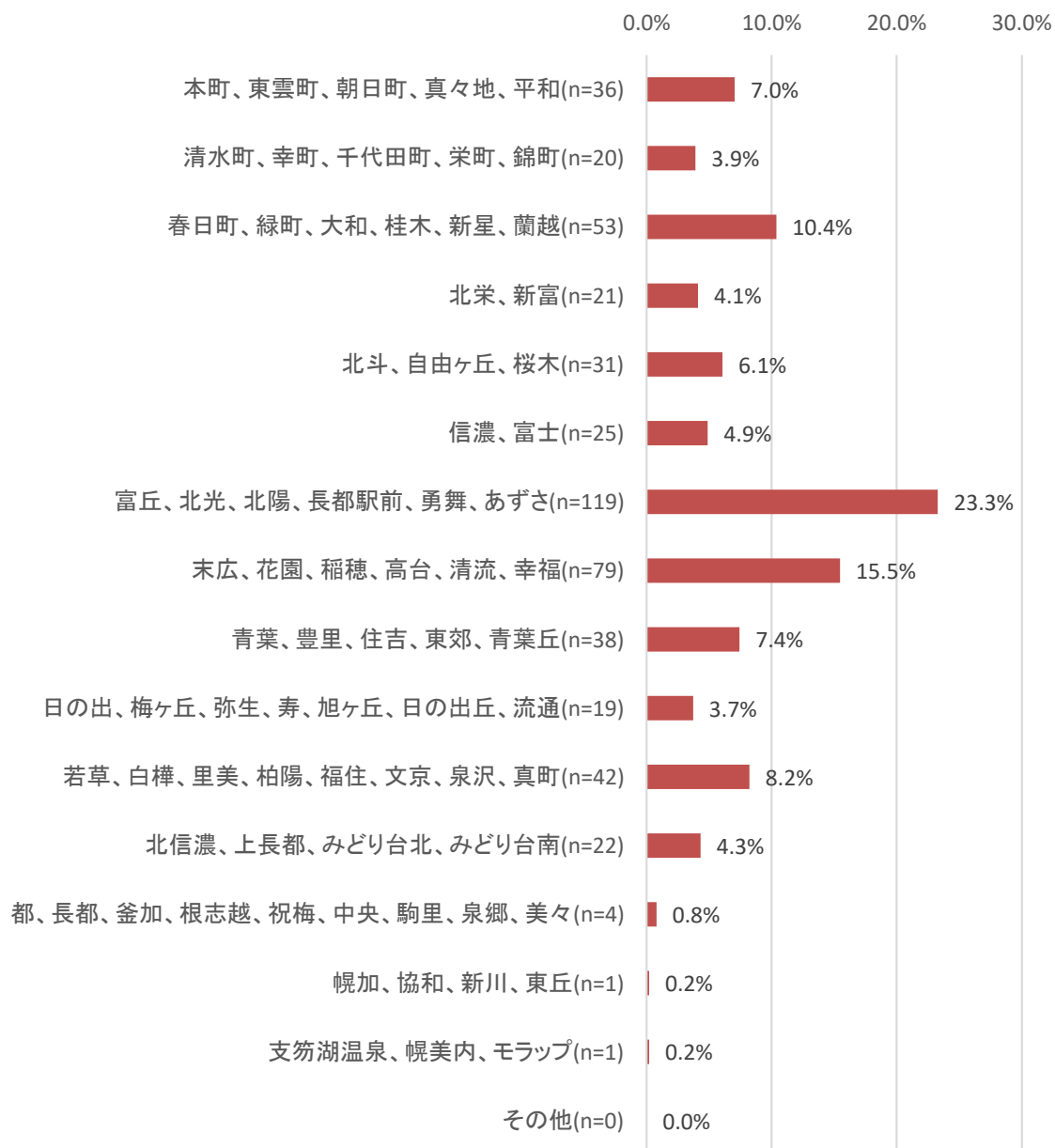
回答者の年代は、30代及び50代が多く、全体の約半数を占める。



■～10代 ■20代 ■30代 ■40代 ■50代 ■60代 ■70代～

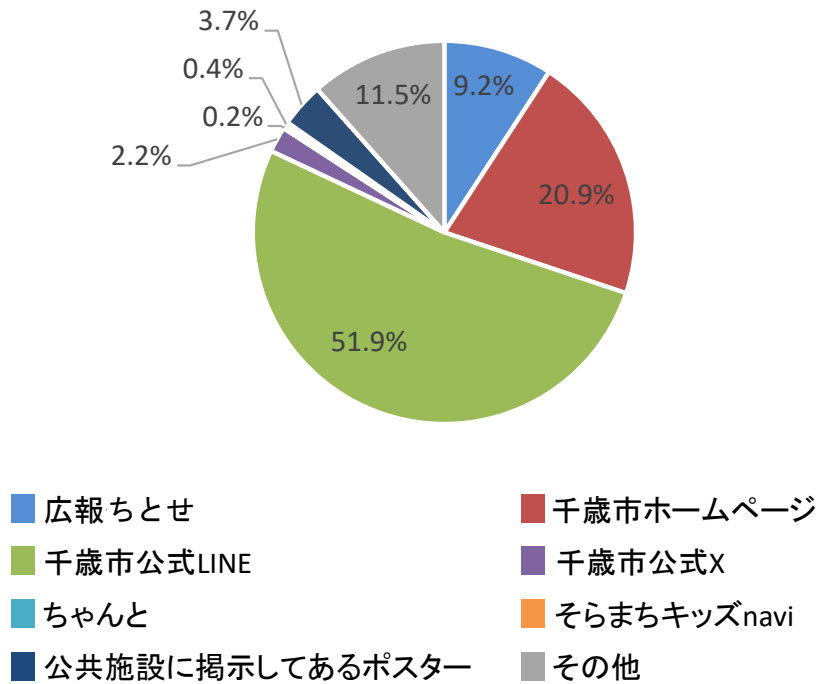
問2 お住いの地区を教えてください。

回答者の居住地は、鉄道以北の富丘・北光地区や末広・花園地区などが多い。



問3 このアンケートをどこで知りましたか。

千歳市公式LINEで本アンケートについて知った人が5割を超える。



■ポスターを見た場所

	回答者数	割合
市役所	8	42.1%
イオン	4	21.1%
北桜コミュニティセンター	3	15.8%
花園コミュニティセンター	2	10.5%
向陽台支所	1	5.3%
富丘コミュニティセンター	1	5.3%
合計	19	

■その他回答

- 市役所庁内掲示板、北海道新聞、公園、学校 など

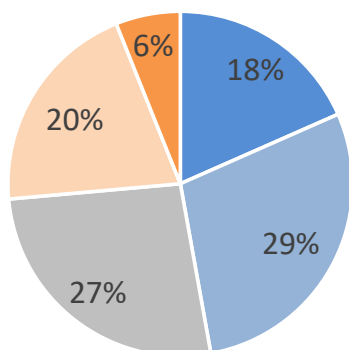
問4 緑に関する満足度について

(1) まちなかの緑について、どのように感じていますか。

緑の量は、約5割の人が「多い・やや多い」と感じている。

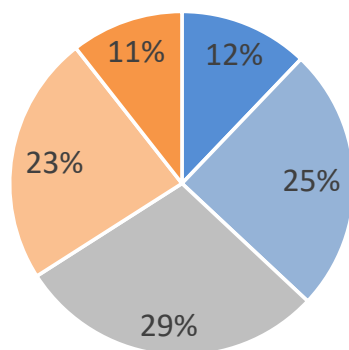
管理の状況は、「十分・やや十分」または「不足・やや不足」と感じている人が、それぞれ4割弱の割合である。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



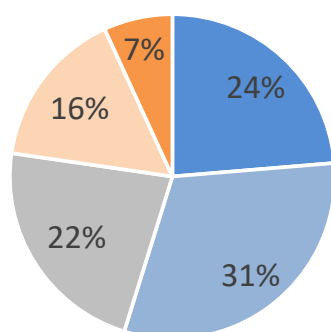
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(2) お住まいの地区の緑について、どのように感じていますか。

緑の量は、約5割の人が「多い・やや多い」と感じている。

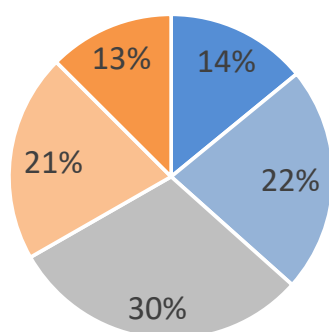
管理の状況は、「十分・やや十分」または「不足・やや不足」と感じている人が、それぞれ4割弱の割合である。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



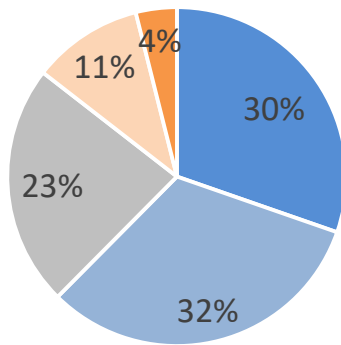
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(3) 千歳川や勇舞川など河川周辺の緑について、どのように感じていますか。

緑の量は、約6割の人が「多い・やや多い」と感じている。

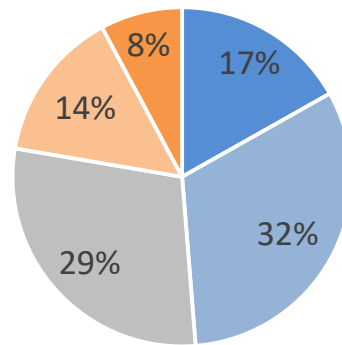
管理の状況は、約5割の人が「十分・やや十分」と感じている。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



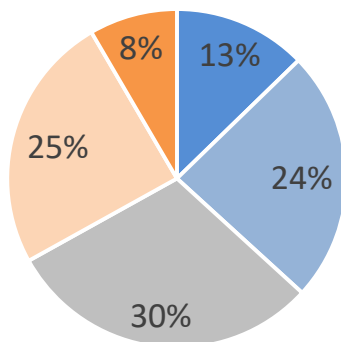
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(4) 駅周辺やグリーンベルト、街路樹など公共空間の緑について、どのように感じていますか。

緑の量は、「多い・やや多い」または「少ない・やや少ない」と感じている人が、それぞれ4割弱の割合である。

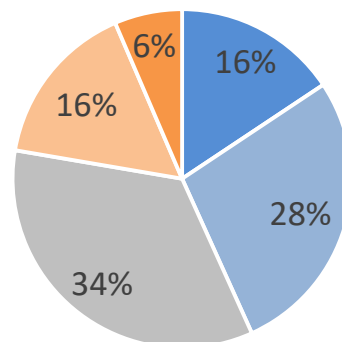
管理の状況は、約4割の人が「十分・やや十分」と感じている。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



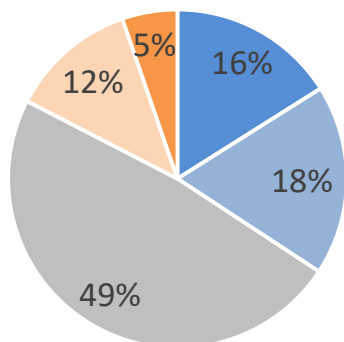
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(5) 工業団地などの緑について、どのように感じていますか。

緑の量、管理の状況ともに約5割の人が「どちらともいえない」と回答。

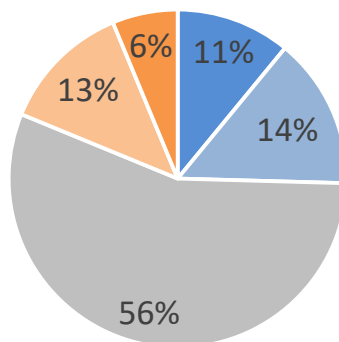
日常的に工業団地などを訪れる機会が少ないことが理由のひとつとして推察される。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



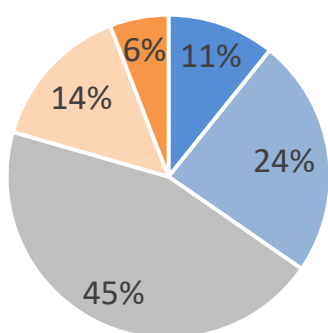
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(6) 住宅や企業の庭など身近な緑について、どのように感じていますか。

緑の量、管理の状況ともに約5割の人が「どちらともいえない」と回答。

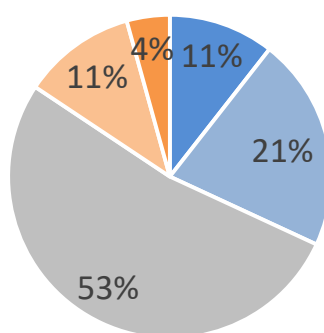
住宅や企業の庭などは評価しづらいことが推察される。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



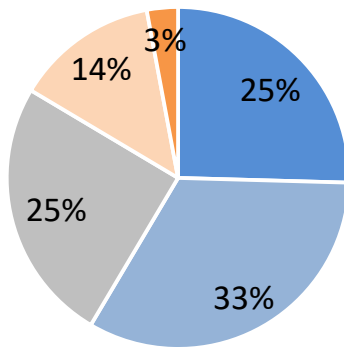
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(7)公園や緑地にある緑について、どのように感じていますか。

緑の量は、約6割の人が「多い・やや多い」と感じている。

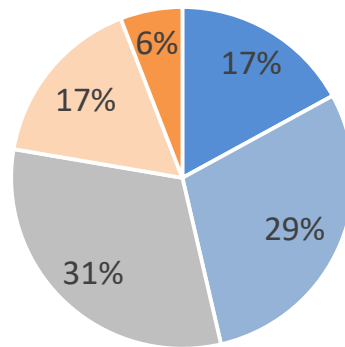
管理の状況は、約5割の人が「十分・やや十分」と感じている。

【緑の量について】



■ 多い(十分) ■ やや多い(やや十分)
 ■ どちらともいえない ■ やや少ない(やや不足)
 ■ 少ない(不足)

【管理の状況について】



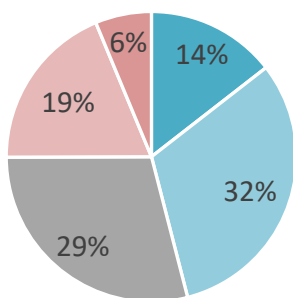
■ 十分 ■ やや十分
 ■ どちらともいえない ■ やや不足
 ■ 不足

(8)公園や緑地の整備や活用の状況について、どのように感じていますか。

満足度は、約5割の人が「満足・やや満足」と感じている。

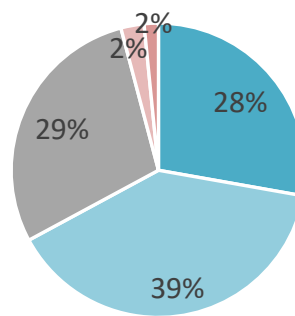
今後の取組は、約7割の人が「もっと力を入れてほしい・どちらかといえば力を入れてほしい」と感じている。

【満足度について】



■ 満足 ■ やや満足
 ■ どちらともいえない ■ やや不満
 ■ 不満

【今後の取り組みについて】



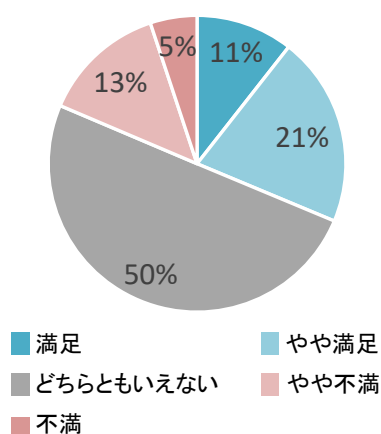
■ もっと力を入れてほしい ■ どちらかといえば力を入れてほしい
 ■ 今のままで良い ■ あまり力を入れなくて良い
 ■ 力を入れなくて良い

(9)市民のみなさまが、緑に対する関心を高めることや、緑づくりの活動を行う際の市の支援について、どのように感じていますか。

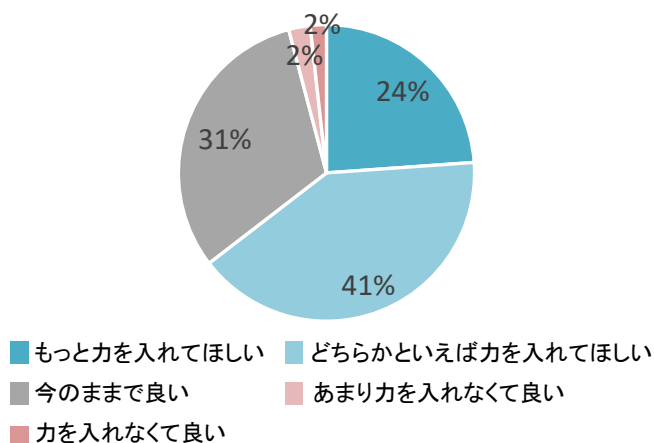
満足度は、約5割の人が「どちらともいえない」と回答。

今後の取組は、約6割の人が「もっと力を入れてほしい・どちらかといえば力を入れてほしい」と感じている。

【満足度について】



【今後の取組みについて】

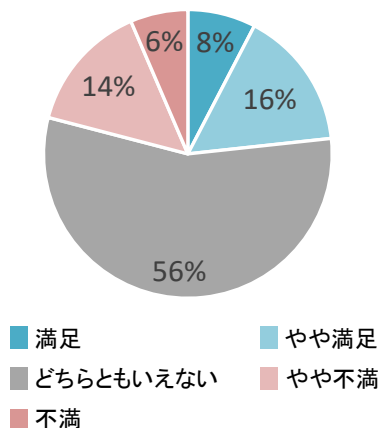


(10)緑に関する市の情報提供の状況について、どのように感じていますか。

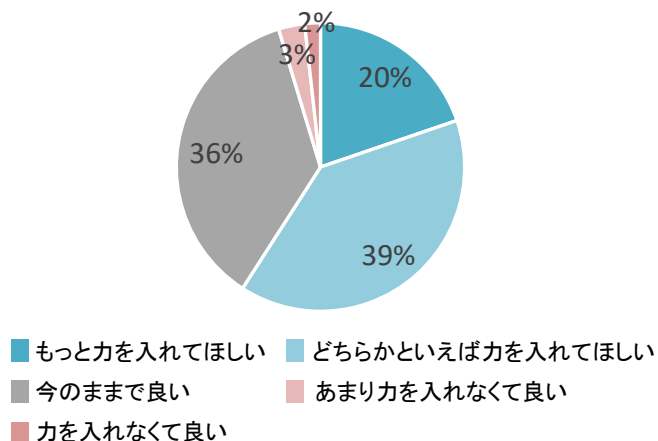
満足度は、約6割の人が「どちらともいえない」と回答。

今後の取組は、約6割の人が「もっと力を入れてほしい・どちらかといえば力を入れてほしい」と感じている。

【満足度について】



【今後の取組みについて】

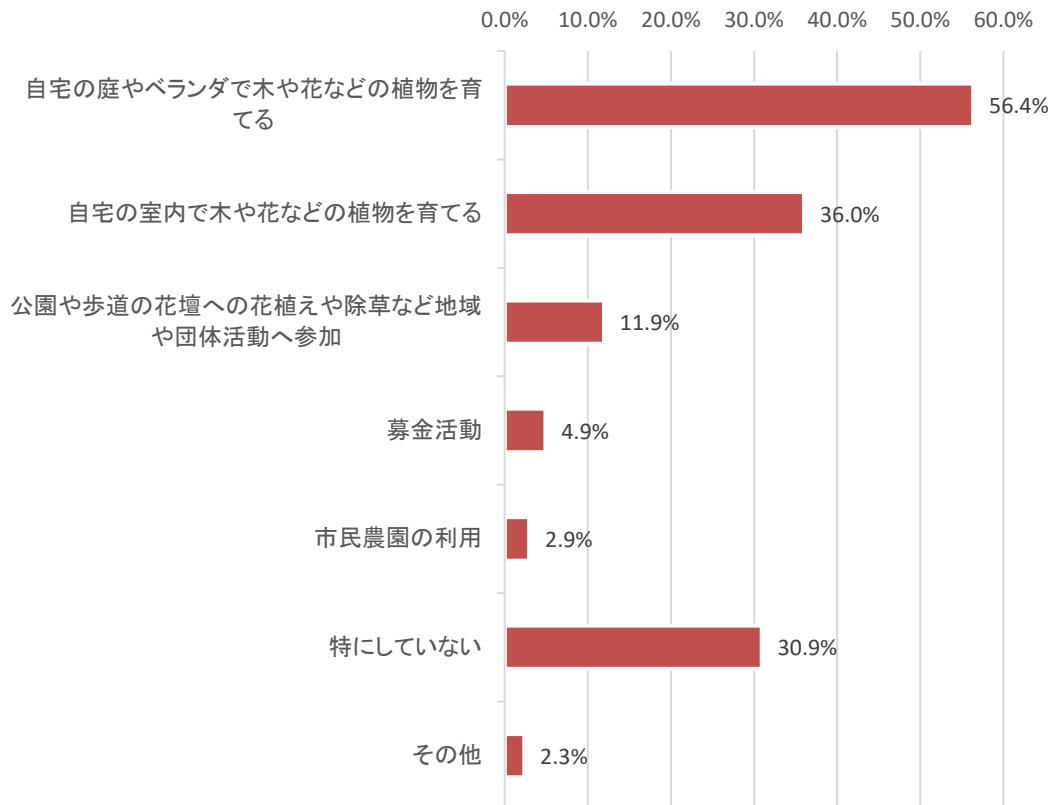


問5 みなさまと緑の関わりについて

(1)現在、緑に関わる取り組みをされていますか。(複数選択可)

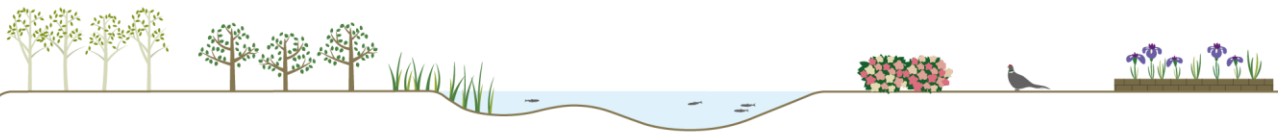
約6割の人が自宅の庭やベランダで植物を育てている。室内で植物を育てる人も約4割いる。

約3割の人は緑に関わることを特にしていない。



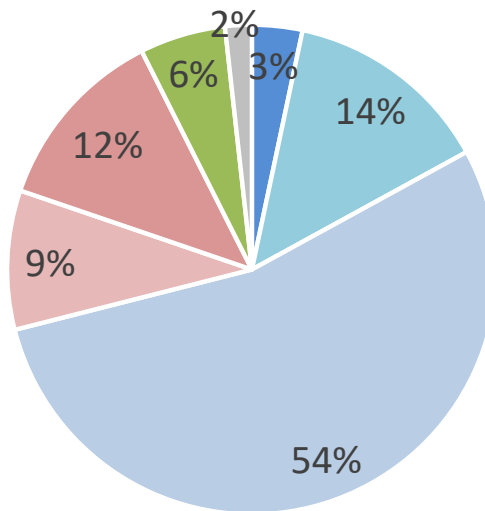
■その他回答

- 自宅の草取り、枯葉清掃、畑を借りている など



(2) 今後、緑に関する活動に関わりたいですか。

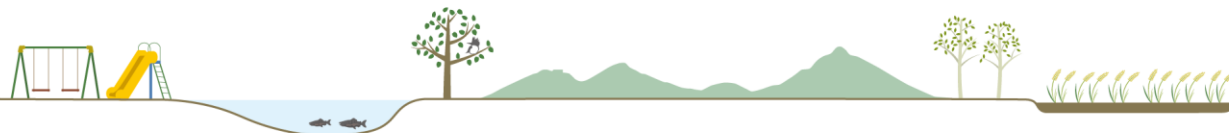
「積極的に参加したい」「機会と場所があれば関わりたい」「時間があれば参加したい」と回答した人の割合は、約7割を超える。



- 地域や団体などの緑化活動に積極的に参加したい
- 緑化活動に協力する機会と場所があれば関わりたい
- 積極的に活動はできないが、時間があれば参加したい
- あまり関わりたくない
- 興味がない
- 市がやるべき
- その他

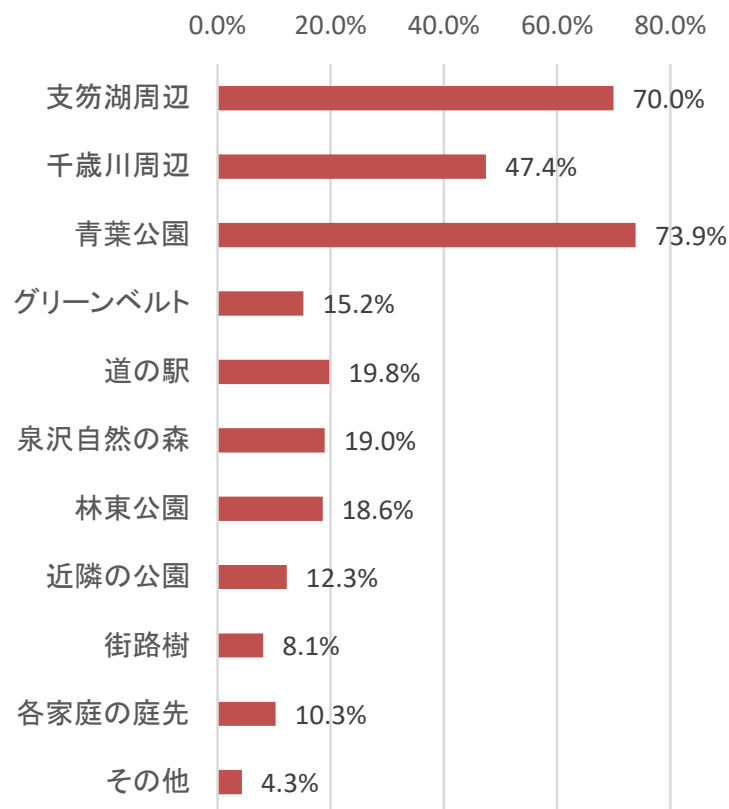
■ その他回答

- 活動内容に賛同できる場合は参加したい、自宅だけで精一杯 など



(3)市内で魅力的な緑があると思う場所を教えてください。(複数選択可)

支笏湖周辺、千歳川周辺、青葉公園の3箇所を選ぶ人が多い。



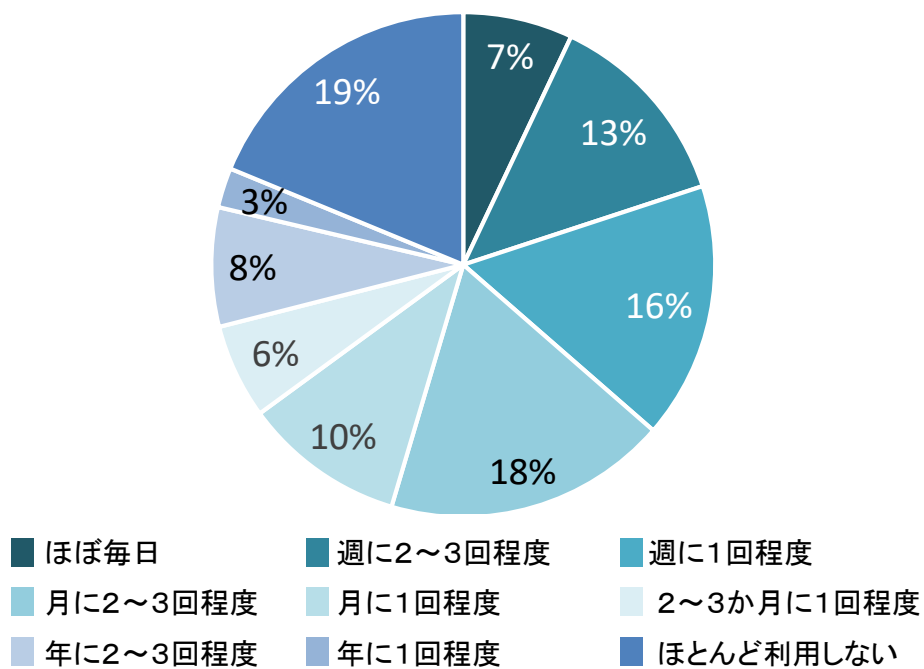
■その他回答

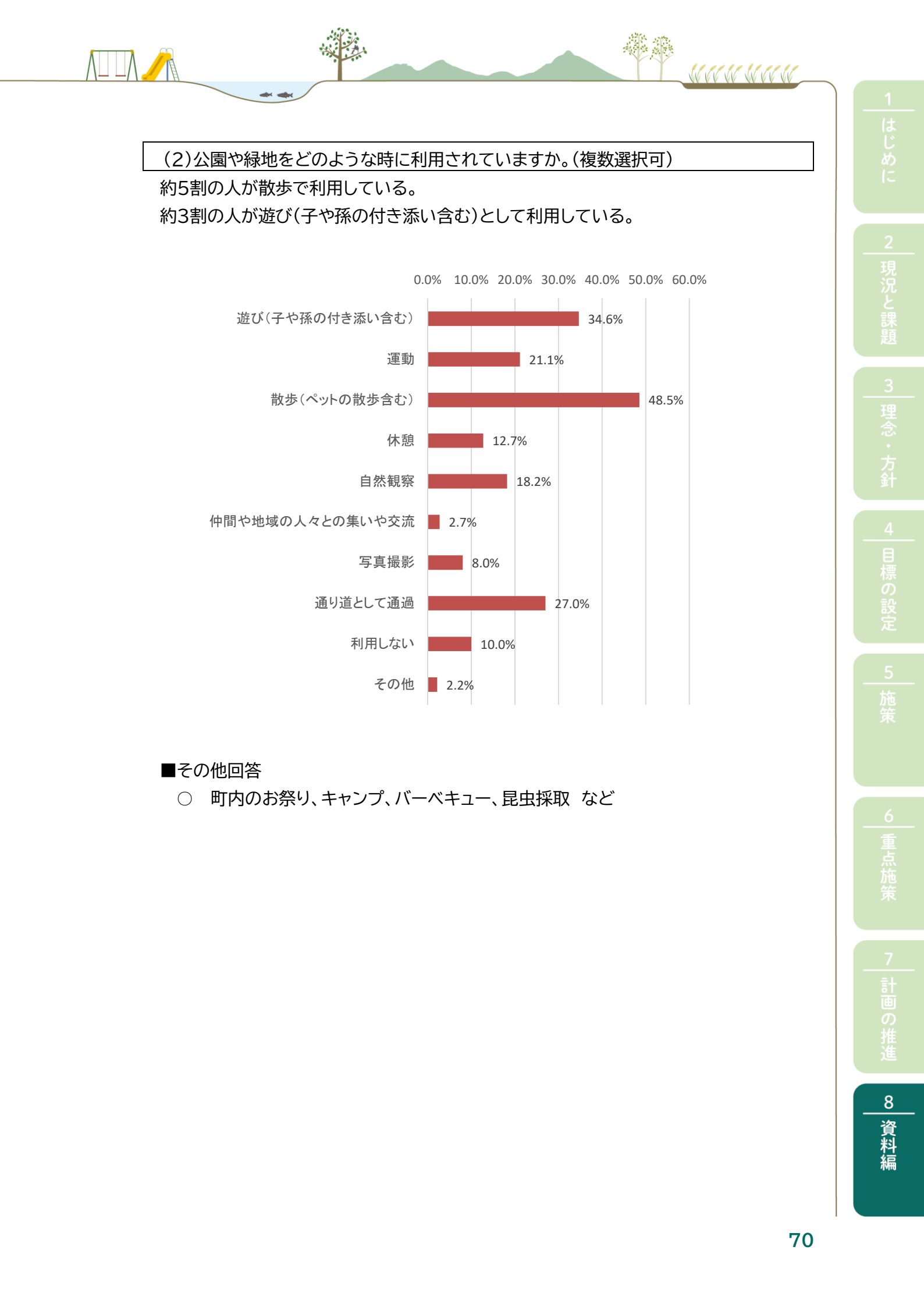
- 勇舞公園、遺跡公園、みどり台公園、メムシ公園、勇舞すこやか公園、泉沢中央通の桜並木、東9線の銀杏並木、みどり台の街路樹、長都防風林 など

問6 公園・緑地について

(1)公園や緑地をどのくらい利用されていますか。

約4割の人が「週1回程度」利用している。

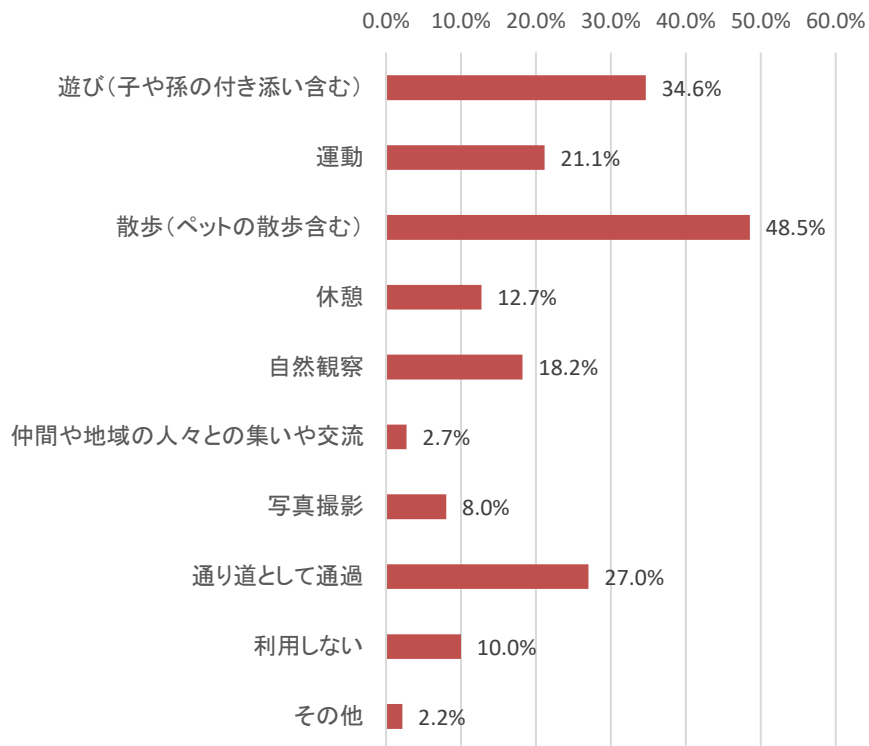




(2)公園や緑地をどのような時に利用されていますか。(複数選択可)

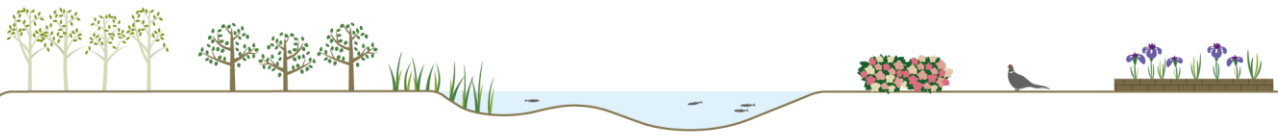
約5割の人が散歩で利用している。

約3割の人が遊び(子や孫の付き添い含む)として利用している。



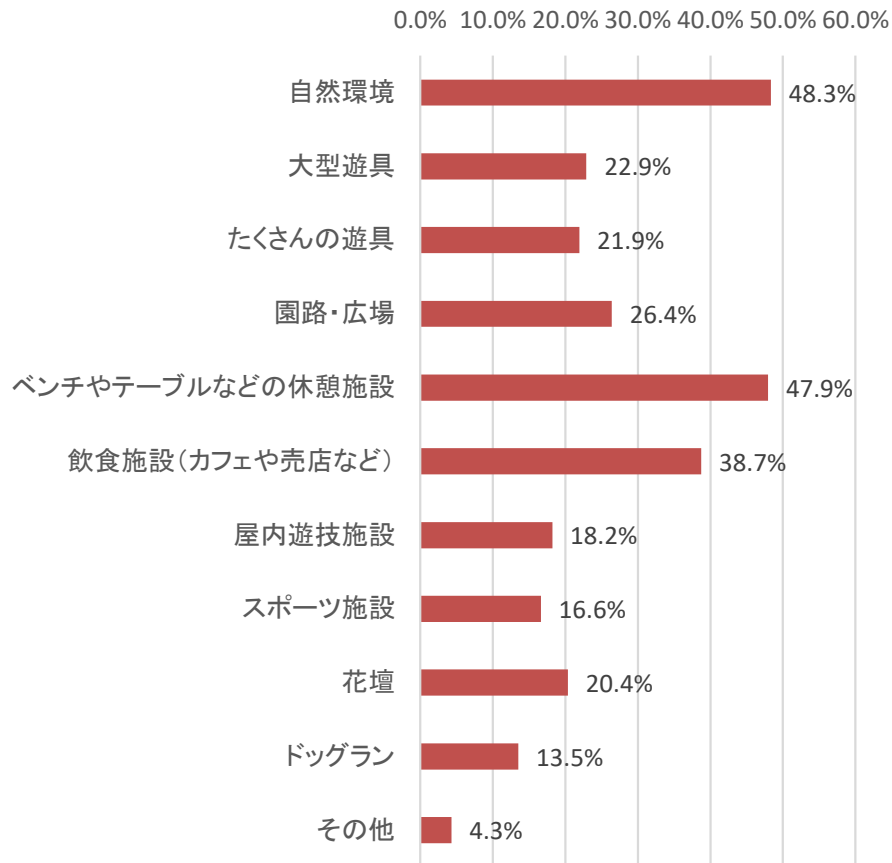
■その他回答

- 町内のお祭り、キャンプ、バーベキュー、昆虫採取 など



(3)公園や緑地をより魅力的な場所にするために、あれば良いと思う施設を教えてください。(複数選択可)

「自然環境」「休憩施設」「飲食施設」の回答が多い。



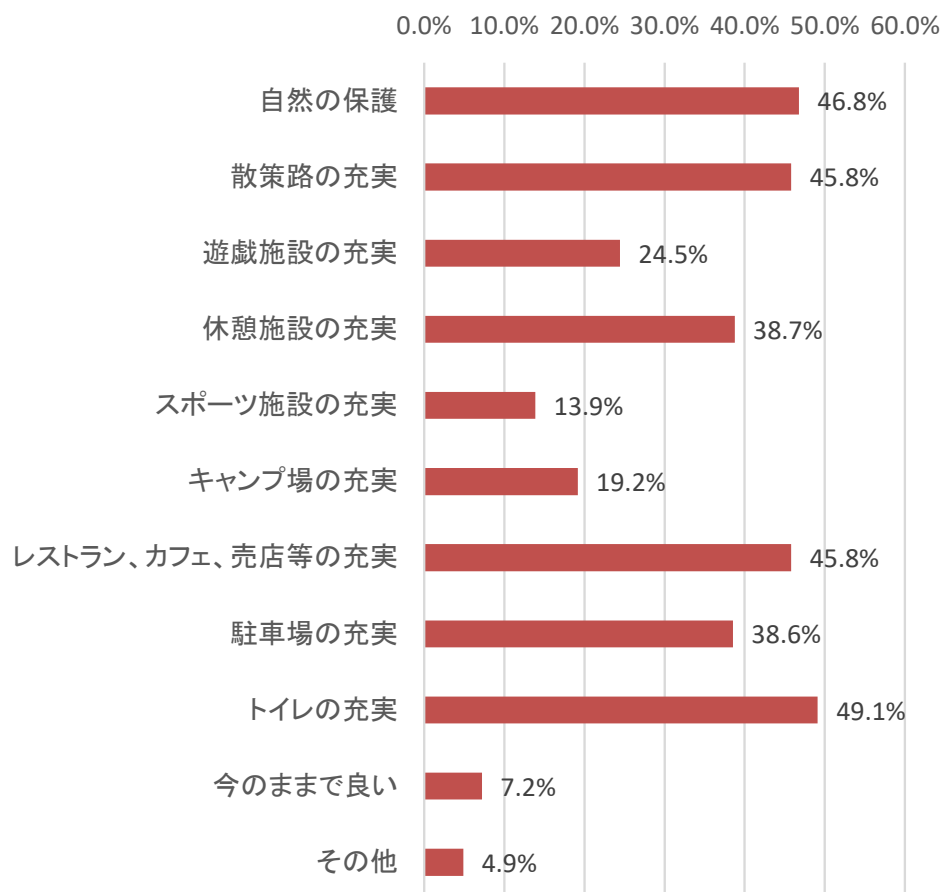
■その他回答

- プレーパーク(冒険遊び場)、BGM、アート、野鳥が集まる場所、施設をつくるのではなく維持管理に力を入れて欲しい など



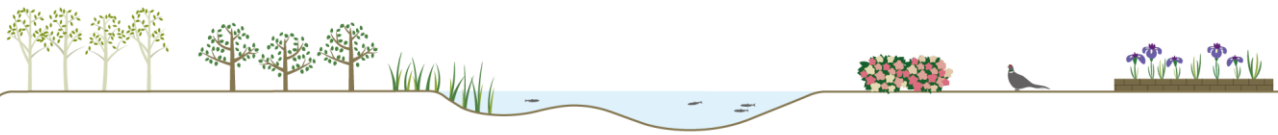
(4)青葉公園をより魅力的な公園とするため、何に力を入れるべきだと思いますか。
(複数選択可)

「トイレの充実」「自然の保護」「売店等の充実」「散策路の充実」が4割を超える。



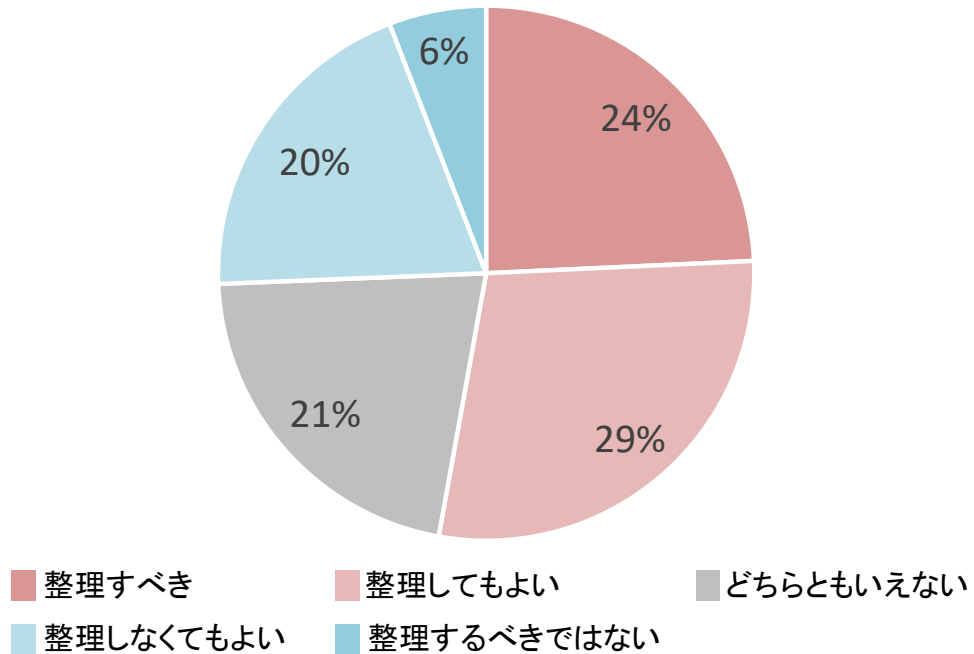
■その他回答

- 熊対策、間伐、安全で明るい公園に など



(5) あなたがお住まいの地区にある小さい公園について、複数の公園をまとめたり、機能別に充実させた公園にするなど整理することについてどう思いますか。

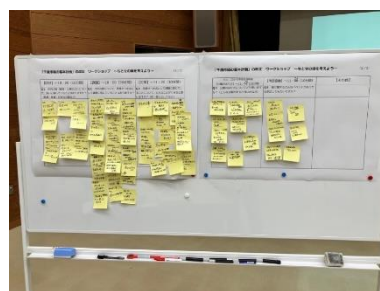
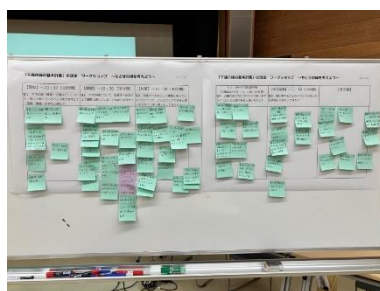
約5割の人が「整理すべき、整理してもよい」と回答している。



8.4 ワークショップ*開催結果

(1) 開催概要

目 的	千歳市のみどりに関する意見の把握
対 象	千歳市民及び千歳市に通勤・通学されている方
日 時	令和6年7月21日(日) 10:00~12:00
テ ー マ	ちとせの緑を考えよう
内 容	■市内の緑について、良いと感じていること ■改善すべき点として、課題に感じていること ■課題に感じていることについて、できること ■公園のあり方について ■緑に関するどんなイベントがあったら参加してみたいか
参加者数	12名



(2) 開催結果

(ア) 市内の緑について、良いと感じていること

自然 (山林)	❑ 蘭越地区の原生林のままの緑 ❑ 支笏湖や樽前山などの自然 ❑ 森林
自然 (河川・湖沼)	❑ 内別川や美々川のきれいな水 ❑ 千歳川のバイカモ ❑ 長都沼の自然 ❑ 長都駅前の防風林での散策
景観	❑ 赤マツやすずかけの木などのシンボリックな樹木 ❑ 大木がつくる木陰 ❑ 東千歳の農地の景観 ❑ 市街地から支笏湖へ向かう道が緑に囲まれたトンネルのよう
公園広場	❑ 末広東公園⇒築山があり、冬にスキーやソリ滑りができる ❑ 青葉公園⇒手つかずの原生林。広い敷地と自然の美しさ ❑ 青空公園・防風林⇒自然観察ができる ❑ 美々公園⇒変わらない自然 ❑ 町内の公園⇒愛着がある ❑ グリーンベルト⇒花壇。札幌大通公園を小さくした感じが良い



(イ)改善すべき点として、課題に感じていること

樹木	❑ 伐採した分の補植等に公園を活用する必要がある ❑ 土地の開発により樹木が伐採されることはやむを得ないとしても、地球上における木の役割を考慮し、切った分の補植を行うことも必要 ❑ 防風林はきれいに整備されているが、下草を刈りすぎると、既存の植生が変わってしまう可能性がある ❑ 樹木等の緑の管理は、継続して取り組んで行くことが必要であり、一度途切れてしまうと後が大変になる ❑ 道路の植樹帯では、伐木した後に根が残っており花植えを行う際に支障となっているため有効活用できていない ❑ 街路樹や公園の樹木は、なるべく伐採せずに枝の剪定にて安全確保を行うことを考えてもらいたい ❑ 街路樹の枝が伸びて自転車で走行する際に危険な状態となっている場所や、照明を覆っているものもあるので安全確保のために剪定等の対応が必要である
生物	❑ 市街地を拡大するために樹木が伐採され、野鳥が巣を作る場所等がなくなっている ❑ 市内にある防風林など、リスやモモンガなどの動物が生息できる緑の繋がりを維持することが必要 ❑ 道路整備などにより樹木が伐採され、防風林などとの木々の間隔が広がることでモモンガが飛んで渡れない場所がある ❑ 土地開発等では、短期間で一度に多くの樹木の伐採が行われるため、動物(ユキウサギなど)が移動(移住)する時間が取れないため生態系への影響が懸念される ❑ 危険木等を伐採する際に、鳥やモモンガなどの巣が無い確認することも必要 ❑ 美々の次世代半導体工場の建設が影響して、千歳湖の水量が減っているように感じるため、ミズバショウの減少が懸念される ❑ 美々の次世代半導体工場の建設が影響して、自然環境が変化したように感じており、ヤマセミの生態系にも影響が生じている
環境	❑ 環境への影響を考慮した太陽光発電の場所確保のため大規模な伐採を行っているが、CO2削減に向け、何がどのように効果をもたらしているのか不明である ❑ 千歳川にゴミが多い
緑化	❑ 千歳駅やグリーンベルトなどは綺麗になっているが、それらを繋ぐ空間が整備されていない ❑ 市の緑化に特色がないため、恵庭市のように市が先頭に立って緑化を推進してはどうか ❑ 空港が緑とつながっていない
町内会	❑ 町内会では高齢化等により、緑に関するイベント(維持管理に関するものなど)のみに集まるのは腰が重く、言う方も気が重い ❑ 町内会では、草刈りとゴミ拾いを分けて公園管理に取り組んでいる
その他	❑ 青葉公園(第2種自然環境保全地区)を第1種自然環境保全地区に指定し、厳格に保護・保全してはどうか



(ウ) 課題に感じていることについて、できること(市・個人としてなど)

保全・維持管理	❑ 樹木を伐採することはやむを得ない部分があるが、伐採した分は木の目的を明確にしたうえで新たに植樹する ❑ 防風林など、既存の自然林を保全し環境への影響などに対し有効活用していく ❑ 青葉公園に常駐する管理者を置く ❑ 森の在り方を考え、適切な間伐を行う
計画・制度	❑ 緑を残していくには、ある程度の規制も必要 ❑ グリーンインフラ*の考えに基づく取り組みは様々なことにつながると思う ❑ 広く伝える事項とまもるために公表しない事項をすみ分けることで自然を守っていける ❑ 「はなふる」のような緑に関わる観光スポットを千歳にも作る ❑ 行政として、緑に対する計画の道筋を示すこと ❑ ゴミ拾いをボランティアで行っている市民にゴミ袋を無料で配布する
市民協働	❑ 緑のネットワークを守っていくためには、市と民間がタッグを組んで取り組むこと
生物多様性*	❑ 人に対しても、動物に対しても大切な緑の繋がりを形成すること ❑ 自然と人の共存を考える
情報発信	❑ 樹木に関することについて、市民にもっと発信し伝えることが大切 ❑ 市民に行動を起こさせるような情報発信
イベント・教育	❑ 「緑」への意識を高めるために、青葉公園で行っている巨木巡りを市内全体で行ってみたい ❑ 緑に関するボランティアを育成するため、市民参加型のイベントや、子供を巻き込んだ植樹会、町内会と連携した取り組みなどを市が主導で展開することで楽しく取り組める ❑ 花ロードを市全域で行う ❑ 学校と連携して除草を行うなど、小さい頃から緑に対する意識付けを行う ❑ 森の勉強会や緑に関するセミナーを行う ❑ 市民一人一人の緑に対する意識を向上させる取組が必要 ❑ 出前講座をもっとアピールする

1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編

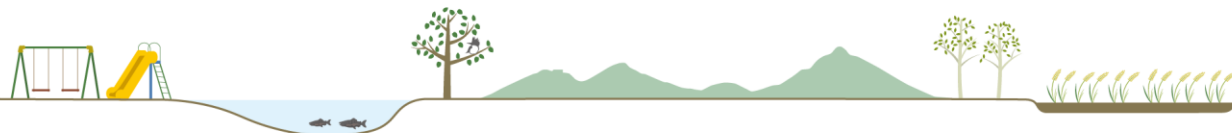


(エ) 公園のあり方について

施設整備	❑ 子供の移動範囲は限られているため、どの公園にもある程度の遊具が必要 ❑ ラジオ体操や町内会のお祭りなどができる広場のスペースは必要 ❑ 公園内には、木陰となる木が必要 ❑ グリーンベルトに鳥のえさ台を置いて、鳥の観察ができるようにしてみては ❑ 子供が見て分かりやすく楽しめる公園マップがあると公園間の移動(はしご)にも便利 ❑ グリーンベルトのお祭り広場やつどいの広場にケンケンパなどの表示をして子供が楽しめる仕掛けがあっても良いのでは ❑ 勇舞せせらぎ・さわやか公園などをはじめ、熱中症対策として公園内に木陰を作る施設を配置する ❑ 公園やグリーンベルトに床一面を黒板にしたチョークで落書きを行っても良い場所があってもいいのでは ❑ 苫小牧市にある「サンガーデン」のように、「緑」に関する講座から作業まで専門的な知識が学べる拠点的な場所の確保 ❑ 向陽台にある公園は、子どもが遊んでいる姿を見たことがないため、ドッグランなど、子ども以外でも楽しめる施設を検討してはどうか
現状維持	❑ 身近な公園は町内会との関わりもあるので、これからも存続してほしい
再編(集約・機能分担)	❑ 公園が多すぎるので、利用されているかをまず調査し、それを基に公園の再編について検討すべき ❑ 公園は町内に1つあればいい ❑ スケボー・クライミング、存分にボール遊びができる公園、何もない公園など特定の分野に特化した公園があると良い ❑ 身近な公園と広い公園、それぞれの場所に合った整備をすることが必要 ❑ 公園のコンセプトを明確にする
植生	❑ 公園内に山ブドウやコクワなど実のなる植物を植えてみては ❑ シンボルツリーを置き、公園ごとに特徴をもたせる
維持管理	❑ 各公園において、手間をかける場所、かけない場所などのメリハリをつけることが必要 ❑ 青葉公園の倒木も撤去するものとししないものを分けて対応するべき ❑ ママチ川沿いの公園は雰囲気がいいので、もっと管理をすれば利用が増える
その他	❑ 真町公園は利用されているので、参考にしてはどうか ❑ 公園を巡るウォーキングラリー

(オ) 緑に関するどんなイベントがあったら参加してみたいか

教育・学習	❑ 「〇〇を探そう」などの自然観察会 ❑ 「Biome(バイオーム)」のように、植物や動物の生息地を共有できるアプリを活用したイベント
自然体験	❑ 森との暮らし方
アクティビティ	❑ 市内全域を使った緑を巡るイベント(青葉公園抜きで) ❑ 支笏湖でサップを体験しながら森の自然を観察できるイベント
タイアップ	❑ 航空祭などのイベントとタイアップした緑に関するイベント ❑ 市の他部署や民間企業のイベントと緑をタイアップさせたもの
その他	❑ 青葉公園ありきでのイベントが多すぎるので、青葉公園以外の緑を紹介するイベント ❑ キウス周堤墓群の緑を市内の人が楽しめるイベント



8.5 計画策定経過

計画は、上位・関連計画の整理、市民アンケート調査やワークショップ*、専門部会(都市緑化専門部会及び公園緑地専門部会)、パブリックコメントなどの意見・提言を踏まえ、専門部会で原案を策定し、千歳市緑化審議会の審議を経て策定しました。

(1) 策定経過

年月日	事項	備考
令和6(2024)年 4月9日～5月2日	市民アンケート調査	「千歳市緑の基本計画」の改定に伴うに市民ニーズや満足度などの把握
5月27日	令和6年度第1回千歳市緑化審議会 諮問	「千歳市緑の基本計画」の改定について審議会に諮問 以下は議事 ① 「千歳市緑の基本計画」の改定について ② 「千歳市緑の基本計画」の概要について ③ 千歳市の緑の現況について ④ 現行計画の評価について ⑤ 専門部会について ⑥ 今後のスケジュールについて
6月4日	市議会(産業建設常任委員会)	「千歳市緑の基本計画」の改定について
7月21日	ワークショップ*	「ちとせの緑を考えよう」
9月27日	令和6年度第1回都市緑化専門部会 令和6年度第1回公園緑地専門部会	① 千歳市の緑の現況について ② 市民アンケート結果について ③ ワークショップ*開催結果について ④ 千歳市の緑に対する課題の抽出 ⑤ 今後のスケジュールについて
10月30日	令和6年度第2回都市緑化専門部会 令和6年度第2回公園緑地専門部会	① 千歳市の緑に関わる現況について ② 千歳市の緑の課題について ③ 緑の基本計画「基本理念」について ④ 緑の基本計画「基本方針」について ⑤ 今後のスケジュールについて
12月23日	令和6年度第3回都市緑化専門部会 令和6年度第3回公園緑地専門部会	① 緑の基本計画「基本理念・基本方針」について ② 緑の基本計画「緑の将来像」について ③ 緑の基本計画「施策」について ④ 今後のスケジュールについて
2月28日	令和6年度第2回千歳市緑化審議会	① 千歳市緑の基本計画(改定)の概要について ② 千歳市の緑の現況と課題について ③ 千歳市緑の基本計画(改定)の基本理念と基本方針について ④ 緑の保全及びまちづくりのための施策について ⑤ 今後のスケジュールについて



1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編

年月日	事項	備考
令和7(2025)年 4月30日	令和7年度第1回都市緑化専門部会 令和7年度第1回公園緑地専門部会	① 緑の将来像について ② 緑の配置方針図について ③ エコロジカルネットワーク*図について ④ 目標値の設定について ⑤ 今後のスケジュールについて
6月17日	令和7年度第2回都市緑化専門部会 令和7年度第2回公園緑地専門部会	① 目標設定(再考) ② 施策内容 ③ 重点施策 ④ 施策の実現に向けて ⑤ 計画タイトル ⑥ 今後のスケジュール
7月28日	令和7年度第1回千歳市緑化審議会	① みどりの将来像 ② みどりの配置方針図 ③ エコロジカルネットワーク*図 ④ 目標設定 ⑤ 施策内容 ⑥ 重点施策 ⑦ 計画の推進 ⑧ 計画タイトル ⑨ 今後のスケジュール
9月8日	令和7年度第3回都市緑化専門部会 令和7年度第3回公園緑地専門部会	① 千歳市第2期みどりの基本計画(素案)について ② 今後のスケジュール
9月12日	市議会(産業建設常任委員会)	千歳市第2期みどりの基本計画(素案)について
10月24日	令和7年度第2回千歳市緑化審議会	① 千歳市第2期みどりの基本計画(素案)について ② 今後のスケジュール
11月11日 ～12月10日	パブリックコメント(意見公募)の実施	
令和8(2026)年 2月16日	令和7年度第3回千歳市緑化審議会	① パブリックコメントの実施結果について ② 千歳市第2期みどりの基本計画(素案)の修正箇所について ③ 答申案について ④ 今後のスケジュール
2月19日	千歳市緑化審議会 答申	「千歳市緑の基本計画」の改定について市長に答申



千歳市緑化審議会



都市緑化専門部会



公園緑地専門部会



(2) 千歳市緑化審議会委員名簿

委員数:15名

任期:令和6年5月27日から令和9年5月26日まで

所属	氏名	備考
北海道大学大学院農学研究院	愛甲 哲也	会長
千歳市環境整備事業協同組合	竹田 暢哉	副会長
千歳市森林組合	外崎 真也	
千歳市PTA連合会	丹波 泰哉	
千歳市町内会連合会	高橋 和彦	
千歳市社会福祉協議会	小田 誠	
千歳市子ども・子育て会議	南家 愛理	令和7年6月30日まで(所属の任期満了)
千歳の自然保護協会	津田 智穂	
清流と緑を守る市民の会	井溪 利光	
千歳商工会議所	立田 京平	
千歳工業クラブ	古幡 徳之	
ちとせ環境と緑の財団	山根 祥二	
千歳花俱樂部	佐々木 律子	
市民公募	松本 一光	
市民公募	渡辺 志奈	

(3) 専門部会委員名簿

【都市緑化専門部会】委員数:8名

所属	氏名	備考
千歳市森林組合	外崎 真也	部会長
千歳市環境整備事業協同組合	竹田 暢哉	
千歳の自然保護協会	津田 智穂	
清流と緑を守る市民の会	井溪 利光	
千歳工業クラブ	古幡 徳之	
ちとせ環境と緑の財団	山根 祥二	
千歳花俱樂部	佐々木 律子	
市民公募	渡辺 志奈	

【公園緑地専門部会】委員数:7名

所属	氏名	備考
千歳市PTA連合会	丹波 泰哉	部会長
千歳市環境整備事業協同組合	服部 隆	
千歳市町内会連合会	高橋 和彦	
千歳市社会福祉協議会	小田 誠	
千歳市子ども・子育て会議	南家 愛理	令和7年6月30日まで(所属の任期満了)
千歳商工会議所	立田 京平	
市民公募	松本 一光	

1 はじめに

2 現況と課題

3 理念・方針

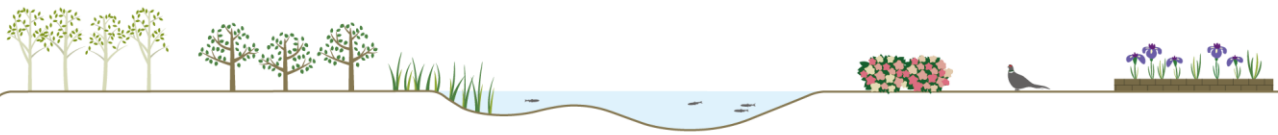
4 目標の設定

5 施策

6 重点施策

7 計画の推進

8 資料編



8.6 千歳市緑化条例

昭和47年12月13日条例第32号

改正

昭和48年7月1日条例第18号
平成14年9月20日条例第27号
令和6年3月26日条例第9号

千歳市緑化条例

(目的)

第1条 この条例は、豊かな自然が人間にとつてかけがえのないものであることから、都市における緑の回復と保全を図るため、市と市民が一体となつて都市の緑化を進め、健康で明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、緑が豊かで清潔な生活環境の形成をまちづくりの基調とし、その施策を行わなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、緑化に関する市の施策に協力するとともに、自らの創意と工夫により進んで環境の緑化に努めなければならない。

(緑化計画)

第4条 市長は、この条例の目的を達成するため、第10条第1項の千歳市緑化審議会の意見を聴き、緑化計画を定めるものとする。

2 前項の緑化計画には次の事項を定めるものとする。

- (1) 都市緑化に関する基本方針
- (2) 都市緑化を進めるために必要な施策
- (3) 都市緑化に必要な資金計画
- (4) その他都市緑化に関し必要な事項

(修景緑化街区)

第5条 市長は、市街地の修景緑化上枢要な街区において必要があると認めるときは、千歳市緑化審議会の意見を聴き、修景緑化街区を指定をすることができる。

2 市は、修景緑化街区において、街路樹の植栽、花だん、照明その他の修景施設の設置に努めなければならない。

3 修景緑化街区内に建築物その他の施設を設置している者、又はしようとする者は、その敷地内に道路に面して樹木、花などを植栽するなど緑化に努めなければならない。

4 市長は、前項の規定に基づく植栽、花だんの設置などについて必要があると認めるときは、助言、勧告、又は援助をすることができる。

(緑化協定)

第6条 市長は、別に定める基準以上に該当する住宅又は工業団地などの造成に当たり、又は一定区域の緑化を推進するため必要があると認めるときは、団地造成は事業施行者と、その他については区域内の土地及び建物の所有者、地上権者又は賃借権者との合意により、区域の緑化に関し必要な事項を協定することができる。

2 市長は、前項の協定を締結した者が実施する緑化事業に関し、必要と認めるときは、助言又は援助をすることができる。

(保全樹林及び樹木の指定)

第7条 市長は、別に規則で定める基準により市街地及びその周辺の樹林(庭園を含む。)で、市民の生活環境上その保全を図ることが必要と認められるもの、又はその樹容が健全で美観上



優れている樹木(生垣を含む。)を、第10条第1項の千歳市緑化審議会の意見を聴き、保全樹林又は保全樹木として指定(以下この条において「指定林」という。)することができる。ただし、国又は地方公共団体の所有管理に係るもの、営業用のもの又は他の法令等で既に樹木の伐採について何らかの規制措置が講じられているものを除く。

- 2 指定林の権利者は、当該指定林を保全するように努めなければならない。
- 3 市長は、指定林の保全について必要があると認めるときは、当該指定林の権利者に対し、助言又は援助をすることができる。
- 4 指定林の権利者で当該指定林の保全ができない特別の事情があるとき、又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に届け出るとともに、当該指定林(保全のため必要があるときは土地を含む。)の買取りを申し出ることができる。
- 5 市長は、前項の届出があつた場合に必要があると認めるときは、当該指定林の伐採、移植等に関し、助言、勧告又は援助をすることができる。
- 6 市長は、第4項の買取りの申出があつたときは、2週間以内に諾否の決定を行い、申出人に通知するとともに、買い取らないと決定したときは、当該指定林の指定を解除しなければならない。

(緑化協力団体に対する助言又は援助)

第8条 市長は、この条例の目的を達成することを主たる目的として組織された市民の団体に対し、必要と認めるときは、助言又は援助をすることができる。

(緑化に関する物品の寄附)

第9条 市長は、緑化に関する物品の寄附を受けたときは、所定の台帳に登録してその保全を図るものとする。

(審議会)

第10条 緑化に関する重要事項を審議するため、市長の附属機関として、千歳市緑化審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑化に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の事項に関し市長に建議することができる。
- 4 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第11条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

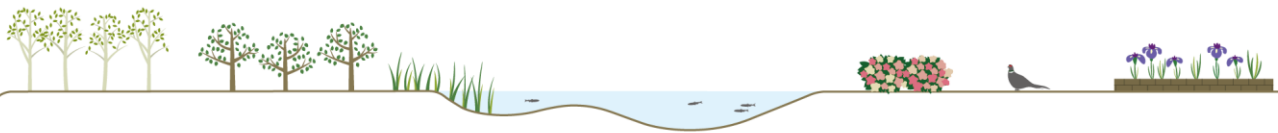
第13条 専門的な事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千歳市特別会計条例(昭和39年千歳市条例第35号)の一部を次のとおり改正する。



第1条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 千歳市グリーン・バンク事業特別会計 緑化事業

附 則(昭和48年7月1日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この改正規定により、新しく発令された委員の任期は、昭和48年4月25日を起算日として3年とする。

附 則(平成14年9月20日条例第27号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日条例第9号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

8.7 千歳市緑化条例施行規則

昭和50年1月1日規則第3号

改正

平成元年8月1日規則第27号

平成14年12月30日規則第66号

令和6年3月26日規則第18号

千歳市緑化条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市緑化条例(昭和47年千歳市条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修景緑化街区の指定)

第2条 市長は、条例第5条第1項の規定により修景緑化街区として指定する場所は、おおむね幅員50メートル以上で、長さ300メートル以上の修景施設のある区域及びその周辺で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 区域内に樹木があること。

(2) 区域内に芝生、花壇、照明、遊具等が設置されていること。

(緑化協定の基準)

第3条 条例第6条第1項に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 住宅又は工場団地等の造成事業者と締結する場合は、5ヘクタール以上の面積を造成する事業者

(2) 一定区域内の緑化を推進する場合は、住宅にあつては5,000平方メートル以上の土地の所有者、地上権者又は賃借権者、工場にあつては敷地面積5,000平方メートル以上の事業者

2 工場において、確保しなければならない緑地面積は、敷地面積の25パーセント以上とする。

3 前項の緑地とは、次に掲げるものをいう。

(1) 樹木が成育する10平方メートルを超える区画された土地であつて、次に掲げる一に該当するもの及び樹冠の面積の大きさからみて、これと同等であると認められるもの

ア 10平方メートル当りに高木(成木に達したときの樹高が4メートル以上の樹木をいう。以下同じ。)が1本以上あること。

イ 20平方メートル当りに高木が1本以上及び低木(高木以外の樹木をいう。)が20本以上あること。



(2) 樹木及び芝その他の地被植物(除草等の手入れがなされているものに限る。)で表面が被われている50平方メートルを超える土地

(緑化協定の内容)

第4条 条例第6条第1項の協定(以下「緑化協定」という。)を締結する場合においては、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住宅

- ア 緑化協定の区域
- イ 樹木等の種類及び植栽場所
- ウ 垣又は柵の構造
- エ 樹木等の維持管理
- オ 有効期間
- カ 契約者の責務
- キ その他必要事項

(2) 工場

- ア 緑化協定の区域又は場所
- イ 樹木等の種類
- ウ 樹木等の維持管理
- エ 有効期間
- オ 契約者の責務
- カ その他必要事項

2 市長は、特に必要と認めるときは、緑化協定の締結に際し、原材料の供給等を行うことができる。

(保全樹林及び樹木の指定基準)

第5条 条例第7条第1項の保全樹林及び樹木の指定基準は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 保全樹林

- ア その樹木の存する土地面積が500平方メートル以上であるもの
- イ 生垣を成す樹木の集団で、その生垣の長さが30メートル以上であるもの
- ウ その他市長が特に必要と認めるもの

(2) 保全樹木

- ア 1.5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートル以上であるもの
- イ 高さが10メートル以上のもの
- ウ 株立ちした樹木で、高さが2.5メートル以上であるもの
- エ はん登性樹木で、樹冠の面積が20平方メートル以上であるもの
- オ その他市長が特に必要と認めるもの

(審議会)

第6条 条例第10条第1項の千歳市緑化審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

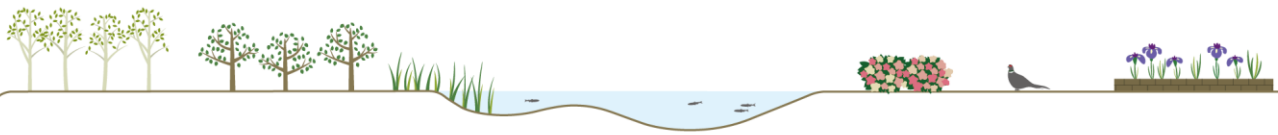
(代理)

第7条 会長及び副会長ともに事故あるとき、又はこれらの者がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会長の職務を代理する。

(専門部会)

第8条 条例第13条の専門部会(以下「部会」という。)は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

2 部会は、会長の指名する委員及び委員以外の者であつて審議会の承認を受けたもの(以下



「委員等」という。)をもつて組織する。

(部会長)

第9条 部会に部会長を置き、部会に属する委員等が互選する。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名した委員等がその職務を代理する。

(準用)

第10条 第6条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第10条第1項の千歳市緑化審議会(以下「審議会」という。)」とあり、及び同条第2項中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「委員等」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した委員等」と読み替えるものとする。

(審議会への報告)

第11条 部会長は、付託事項について調査審議したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、緑化担当課において行う。

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年8月1日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月30日規則第66号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月26日規則第18号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

8.8 千歳市緑化審議会運営要綱

令和6年5月1日市長決裁(建設部長専決)

千歳市緑化審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千歳市緑化条例施行規則(昭和50年1月1日規則第3号。以下「規則」という。)第13条の規定に基づき、千歳市緑化審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長の選出)

第2条 条例第12条第2項の規定による会長及び副会長の選出は、条例第10条第5項の規定により委嘱された委員の互選により行い、候補者が複数となった場合には、無記名投票により行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会議の招集は、原則として会議の開催の日の7日前までに、委員に通知して行うものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(意見聴取)



第4条 審議会は、必要のあると認めるときは、審議会に関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、調査審議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 規則第9条の規定による部会長の選出は、規則第8条第2項の規定による委員等(以下「委員等」という。)の互選により行い、候補者が複数となった場合には、無記名投票により行うものとする。

2 第3条および第4条の規定は専門部会(以下「部会」という。)について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と「審議会」とあるのは「専門部会」と読み替えるものとする。

(委員の報酬)

第6条 審議会の委員及び専門部会の委員等の報酬は、千歳市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条(報酬額)に基づき支給する。

(会議録)

第7条 審議会の会議録の作成及び公開については、附属機関の会議の公開に関する指針及び千歳市情報公開条例により行う。

2 審議会の会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所(第8条の規定により書面審議の方法により開催したとき及び第9条第1項の規定によりウェブ会議の方法により開催したときは、その旨を記載する)

(3) 出席者の職及び氏名(第8条の規定により書面審議の方法により開催したときは、その委員名を記載する。また、第9条第2項の規定によりウェブ会議の方法により会議に参加した委員については、その旨記載する)

(4) 議題

(5) 発言内容(審議会が公開することが適当でないと認める事項の調査審議を行った会議にあっては、議事の要旨を記載する。)

(6) その他審議会が必要と認める事項

3 会議録及び会議資料は、千歳市のホームページにより公表するものとする。

(書面審議等の方法による会議の開催)

第8条 会長は、緊急に審議会の会議を開催する必要がある場合や、感染症対策の措置を講じる必要がある場合など、審議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、審議会に属する各委員の意見を聴取し、その総意をもって審議会の議事とすることができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催)

第9条 会長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、会長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(会議の公開)

第10条 審議会の会議は、原則公開するものとする。ただし、審議会が公開することが適当でないと認める事項の調査審議をするとき又は会議を公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され調査審議の目的が達成できないと認められるときはこの限りでない。

2 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行う。ただし、前条第1項の規定によりウェブ会議の方法により行う会議の公開は、指定した場所(以下「視聴場所」という。)においてインターネットを通じて会議を視聴することを認めることにより行う。

(公開による会議の開催の周知)

第11条 審議会の会議を公開により開催するときは、開催日の7日前の日(その日が千歳市の



休日定める条例(平成3年4月9日条例第13号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日の直前の市の休日以外の日)までに、次に掲げる事項を千歳市のホームページへ掲載し周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合等、7日前に周知を行うことができない事情があるときは、周知可能となった後速やかに、会議の開催を周知することとする。

(1) 傍聴による場合 開催日時、開催場所、会議の議題、傍聴者の定員、傍聴手続、問い合わせ先

(2) 視聴による場合 開催日時、視聴場所、会議の議題、視聴者の定員、視聴手続、問い合わせ先

(傍聴の手続)

第12条 会議の傍聴を認める定員は、10人以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、会場の規模その他の事情を考慮して適当と認めるときは、同項の定員を増減するものとする。この場合においては、第12条の規定による会議の開催の周知において変更後の定員を明らかにするものとする。

3 会議の傍聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、会議が開催される場所において傍聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。

4 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴の許可をしない。

(1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を所持している者

(2) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又はプラカード、旗、のぼり等を掲出している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) 前3号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となる行為をするおそれがあると認められる者

5 第3項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。

6 会議の傍聴の許可を受けた者(以下「傍聴者」という。)は、審議会の事務局の職員(以下、「事務局職員」という。)の指示に従い会場に入場するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第13条 傍聴者は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、第4号に掲げる事項については、会長の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の会議の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。

(2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。

(3) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等の着用、プラカード、旗、のぼり等の掲出その他の示威的行為をしないこと。

(4) 写真撮影、録画及び録音は行わないこと。

(5) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。

(6) 飲食又は喫煙をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第14条 会長は、傍聴者が前条各号の規定に違反したと認めるときは、違反者に注意し、違反者がこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

(視聴の手続)

第15条 会議の視聴を認める定員は、会長が、会議の開催の都度、視聴場所の規模その他の事情を考慮してその都度定め、第11条の規定による会議の開催の周知において明らかにするも



のとする。

- 2 会議の視聴をしようとする者は、会議の開始予定時刻の30分前から開始予定時刻までの間に、視聴場所において視聴の申込みを行い、会長の許可を受けなければならない。
- 3 次のいずれかに該当する者は、会議の視聴の許可をしない。
 - (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を所持している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 前2号に定めるもののほか、他の者の視聴の妨げとなる行為をするおそれがあると認められる者
- 4 第2項の申込みの受付は先着順により行い、定員になり次第終了する。
- 5 会議の視聴の許可を受けた者(以下「視聴者」という。)は、事務局職員の指示に従い会場に入場するものとする。

(視聴場所における視聴者の遵守事項)

第16条 視聴者は、視聴場所においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物又は笛、太鼓等の楽器類その他、他の視聴者の視聴の妨げとなると認められる器物を持ち込まないこと。
- (2) 発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (3) 携帯電話などの受信音、操作音等を出さないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、他の視聴者の視聴の妨げとなる行為をしないこと。

(報道機関の特例)

第17条 報道機関による会議の傍聴及び視聴場所における視聴については、必要に応じ、第12条第1項及び第2項による定員とは別に、報道機関用の定員を設定するものとする。

(資料の配布等)

第18条 傍聴者及び視聴者には、原則として委員に配布する会議資料と同じものを配布するものとする。ただし、千歳市情報公開条例第7条各号に該当することにより公開することが適当でないと考えるもの、法令集等一定数量以上準備することが困難なものその他相当の理由があると認められるものについては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

